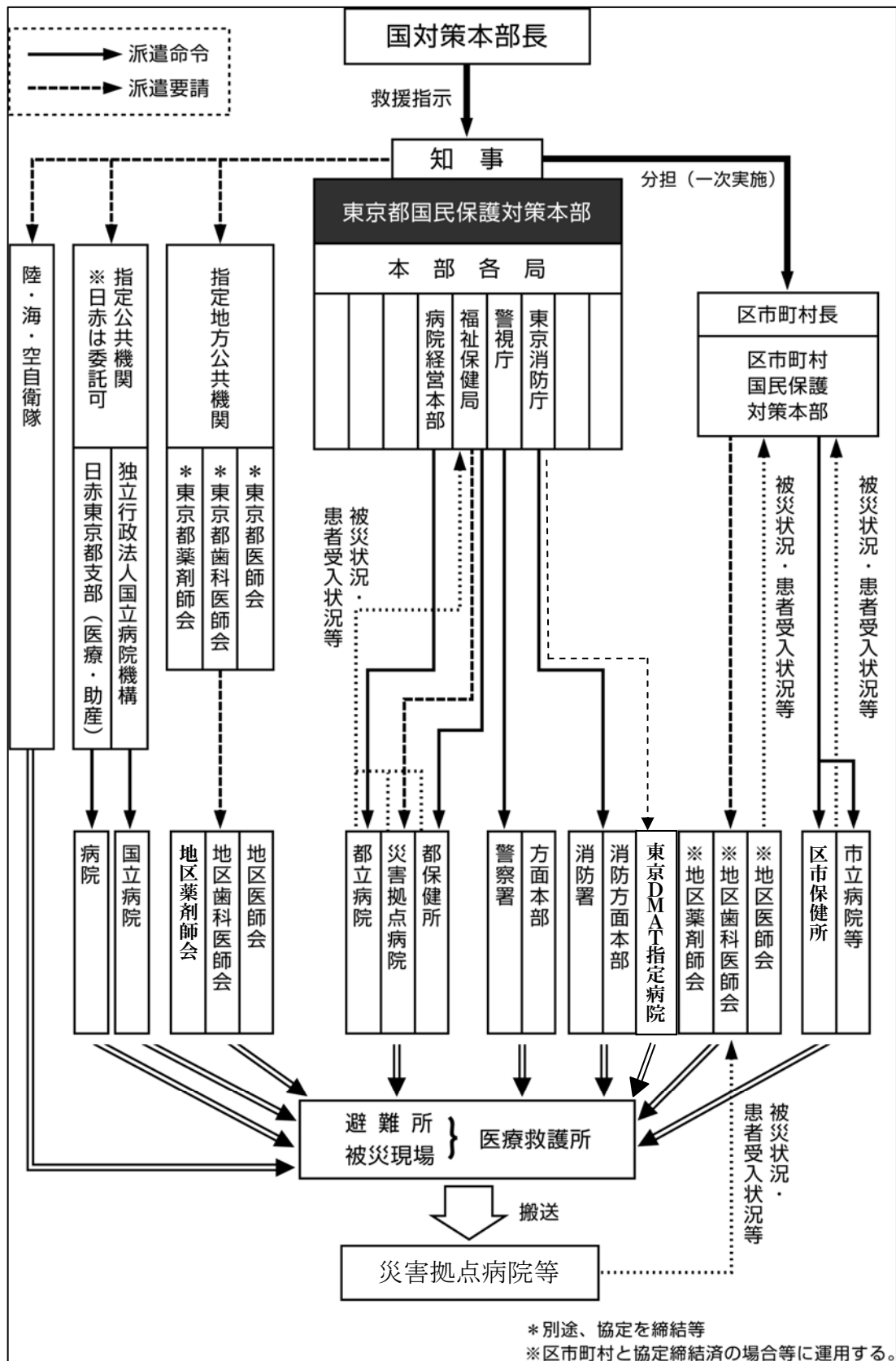


又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

《医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統》



④ 行方不明者の搜索及び死体の取扱い

- 都は、武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、区市町村長等と連携・協力し、行方不明者の搜索を行う。
- 都は、区市町村が警視庁等関係機関と連携して行う、遺体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を支援する。
- 都は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、区市町村、警視庁等と必要な調整を行う。

⑤ 埋葬及び火葬

- 都は、区市町村から広域的な火葬の応援・協力の要請を受けて、その必要があると判断した場合は、都対策本部（福祉保健局）に広域火葬対策の専従班を編成し、「東京都広域火葬計画」（平成11年3月）を踏まえて、武力攻撃災害の規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。
- 都は、火葬場の被災状況、火葬場の火葬能力等を把握するとともに、火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制、関係行政機関等との連携による遺体の搬送体制等を確立する。

（5）関係機関との連携

① 区市町村との連携

- 知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、区市町村長と緊密に連携して救援を行う。
区市町村長が当該役割に沿って適切に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

② 国への要請等

- 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合、具体的な支援内容を示して行う。
内閣総理大臣から他の道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該道府県に対して応援を行う。

③ 他の道府県知事に対する応援の求め

- 知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の道府県知事に応援を求める。この場合、応援を求める道府県との間にあらかじめ締

結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

④ 日本赤十字社への委託

- 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合の手続きは、災害救助法における実務に準じるものとする。

(6) 事態類型に応じた留意点

① ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラや特殊部隊が潜伏している可能性のある地域において、被災者の捜索及び救出を行う必要があると認められる場合は、警視庁又は自衛隊等に被災者の救出を要請する。この場合、都は、被災者及び被災地等に関して保有する情報を提供するものとする。

② NBC攻撃による場合

- NBC攻撃等の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

《核（物質）による攻撃の場合》

- ・ 国からの実施要請に応じた、東京DMA T等の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上での緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

《生物剤による攻撃の場合》

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた東京DMA T等の編成や医療活動の実施

《化学剤による攻撃の場合》

- ・ 国からの協力要請に応じた東京DMA T等の編成や医療活動の実施

2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置

- 都は、武力攻撃災害による被害の拡大を防止し、軽減するため、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- 知事は、緊急の必要があると認められるときは、退避の指示や警戒区域の設定等の応急の措置を行う。
- 東京消防庁は、その施設及び人員を活用し、住民等の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

(1) 武力攻撃災害への対処

① 基本的考え方

- 都は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用など、安全確保のための措置を講ずる。

② 国の方針に基づく措置の実施

- 知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。
- この場合、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

③ 国の対策本部長への措置要請

- 知事は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

《措置要請をする場合の例示》

- ・武力攻撃等により多数の死者が発生した場合
- ・NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合 等

④ 武力攻撃災害の兆候の通報

- 知事は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は区市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知等を受けたときは、警視庁の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、総務省消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

《武力攻撃災害の兆候の例示》

- ・武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊
- ・毒素等によると思われる動物の大量死
- ・新しい不発弾の発見 等

(2) 生活関連等施設の安全確保

- 都は、第4章第3節2－4「(2) 生活関連等施設の安全確保」「(3) 都が管理する生活関連等施設の安全確保」「(4) 大規模集客施設の安全確保」「(5) 立入制限区域の指定の要請」(108頁～)によって、引き続き、生活関連等施設の安全を確保する。

(3) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止

- 都は、第4章第3節2－4「(6) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止」(110頁)によって、引き続き、危険物質等による武力攻撃災害を防止する。

(4) 武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置

- 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件^(*)の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示するとともに、当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。^(**)
また、警視庁は、知事又は区市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

(5) 消火、救助・救急

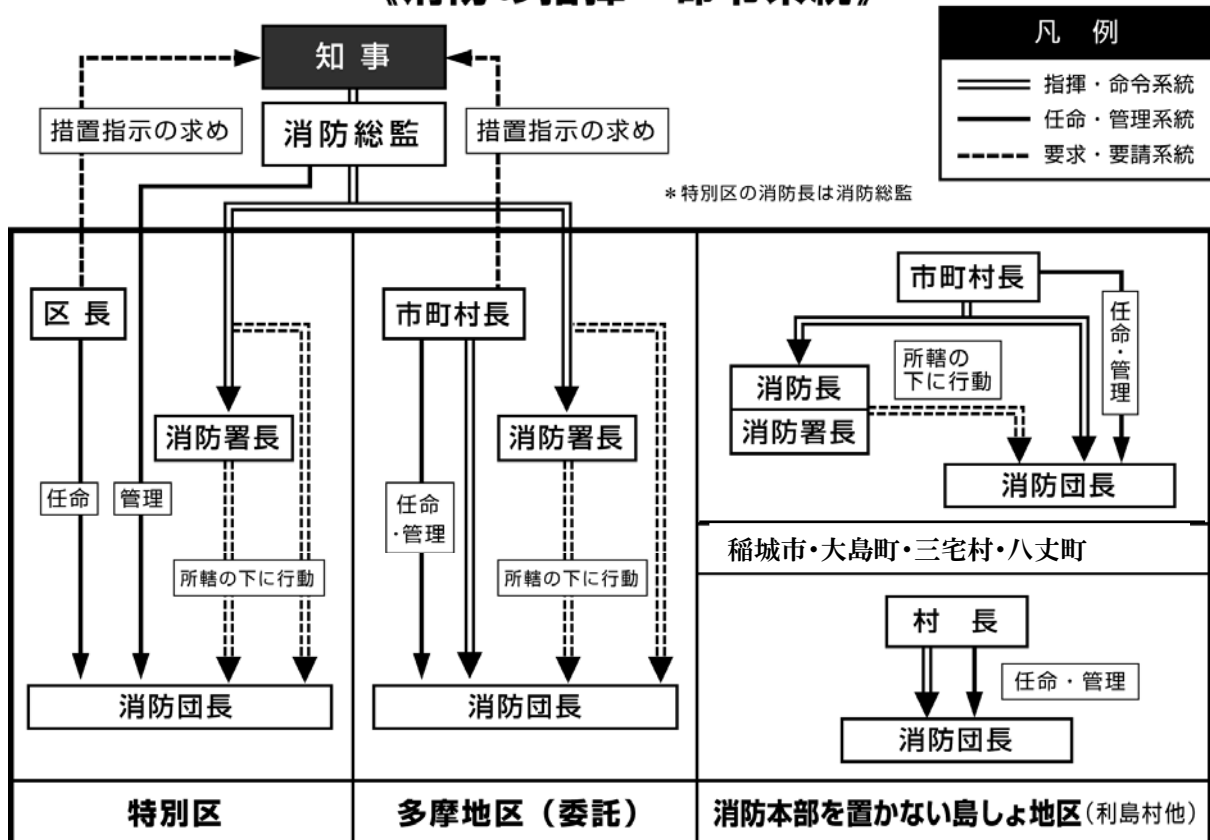
- 東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する。また、東京消防庁管轄地域の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。
 - ・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
 - ・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

(*) 危険物の入った大量のドラム缶など

(**) 同様の指示は、一義的には区市町村長が行うものとされている。

- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・東京消防庁は、職員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

《消防の指揮・命令系統》



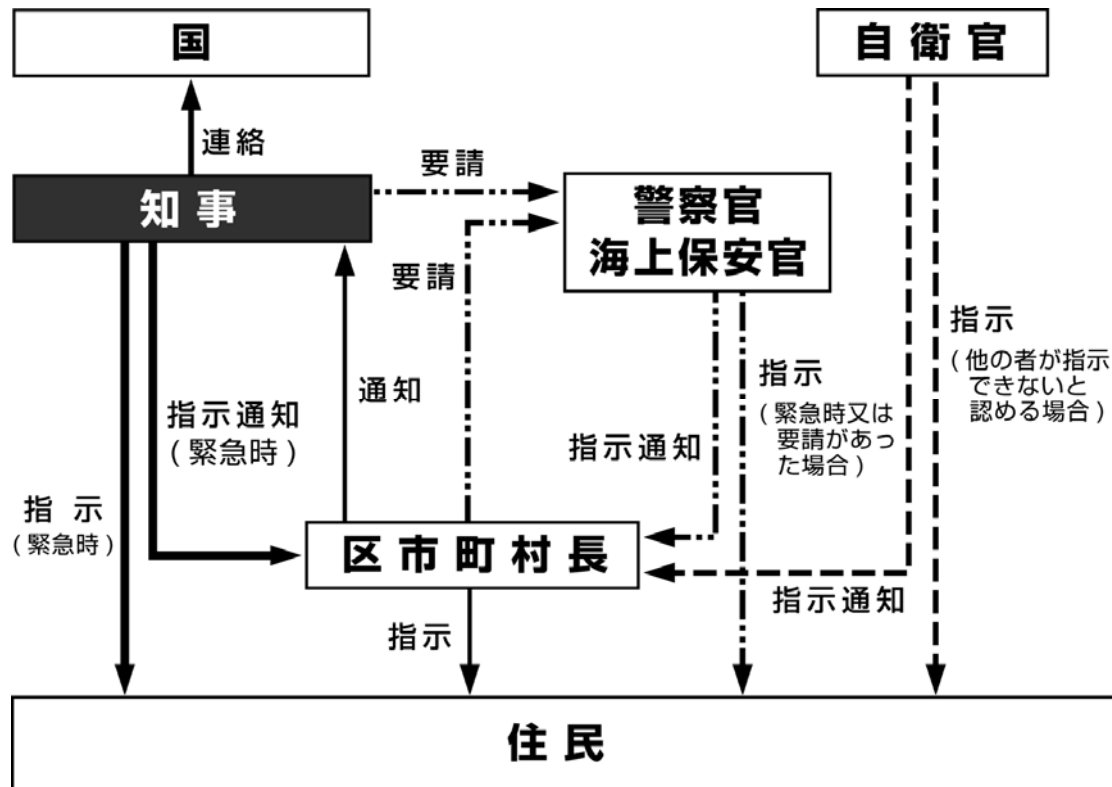
（6）応急公用負担等

- 知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。
- ・他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
 - ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置^(*)

^(*) 工作物等を除去したときは、保管しなければならない。

(7) 退避の指示

《退避の指示の概要》



- 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、目前の危機を一時的に避けるため緊急の必要がある場合には、国の避難措置の指示が出される前であっても、退避（屋内への退避を含む）の指示^(*)を行う。
- 都は、区市町村や関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページやTwitter等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達する。
- 知事は、退避の指示を行った場合、退避を要する地域を管轄する区市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
当該通知を受けた警視庁は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- 都は、退避の指示を行った場合、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、総務省消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。
- 警察官は、区市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。^(**)

^(*) 退避の指示は、区市町村長も行うことができる。

^(**) 海上保安官も警察官と同様の措置をとることができることとされている。

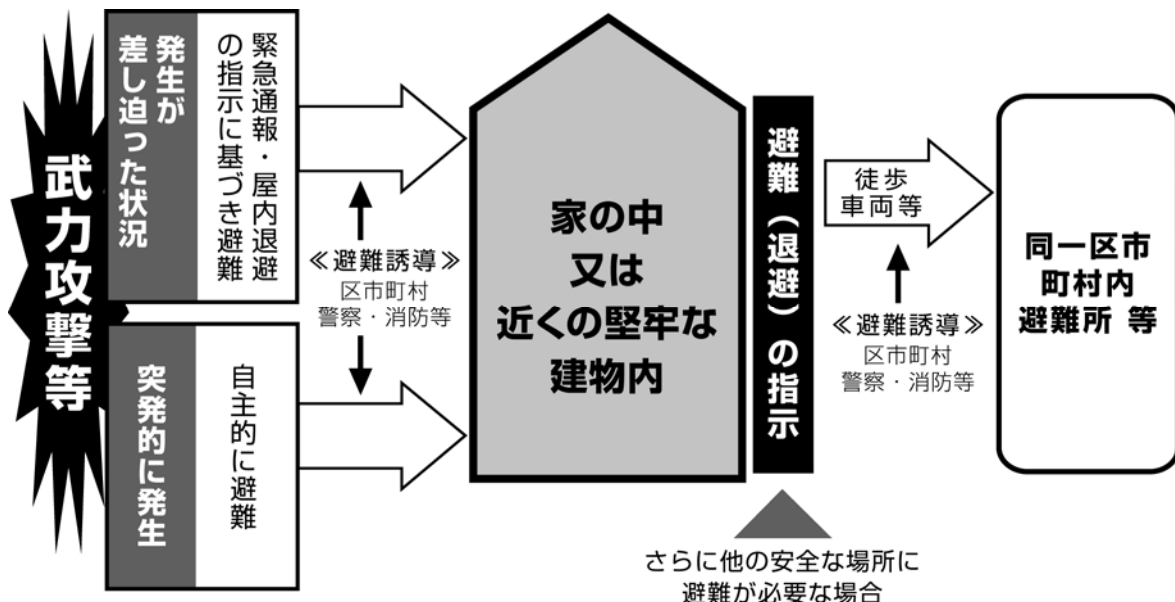
① 屋内退避の指示を行う場合

- 知事は、住民等が、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内退避」を指示する。^(*)

《屋内退避を指示する事例》

- 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。
- NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

《屋内退避のイメージ》



《屋内退避の指示（例）》

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

^(*) 周辺地域では速やかに避難場所等へ退避した方が安全な場合もありうる。そのような場合は、地域を区分して異なる退避を指示する。

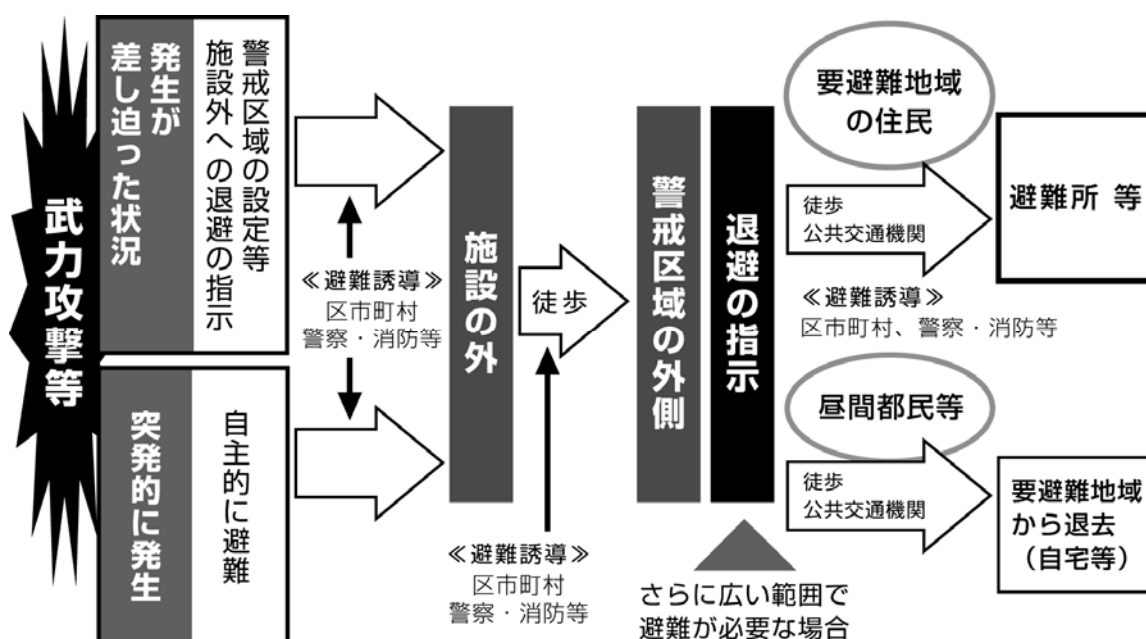
② 屋外退避の指示を行う場合

- 知事は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。^(*)

《屋外への退避を指示する事例》

- 駅や地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



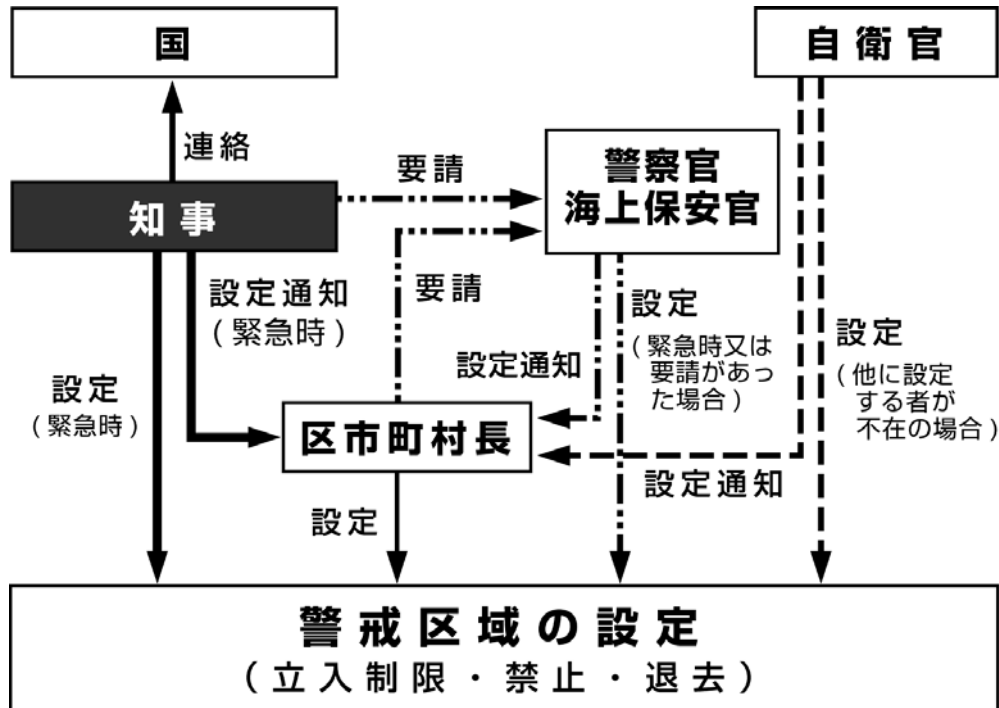
《屋外退避の指示（例）》

- JR及び地下鉄〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

^(*) 大規模集客施設等の中で事態が発生した場合等が該当する。

(8) 警戒区域の設定

《警戒区域の設定の概要》



① 警戒区域の設定

- 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定^(*)を行う。
- 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに当該区域の区市町村長に通知する。
- 都は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、総務省消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。
- 当該通知を受けた警視庁は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

《設定にあたっての留意事項》

- 警戒区域の設定に当たっては、住民の理解が容易な幹線道路等で区画するよう努めるとともに、その区域をロープ、標示板等で明示するものとする。

^(*) 警戒区域の設定は、区市町村長も行うことができる。

- N B C 攻撃の場合、警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。
- 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、区市町村を通じて広報車などにより、住民に広報、周知するものとする。
- 警戒区域設定後は、区域内に車両及び住民が立ち入らないよう職員を配置するなど、必要な措置を講ずるものとする。
- 警戒区域の設定後も、武力攻撃等の事態の推移に応じて必要な警戒区域の見直しを行う。

② 警察官等による警戒区域の設定等

- 警察官は、区市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

(9) 事態類型に応じた留意事項

① 着上陸侵攻

- 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、国との連携協力がとりわけ重要である。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

- 都は、警戒区域の設定については、ゲリラや特殊部隊の潜伏・移動先等が流動的であることを勘案し、時間経過に伴いその地域的範囲を弾力的に変更する。

③ 弾道ミサイル攻撃

- 都は、弾道ミサイルが発射後短時間で着弾することを考慮し、国や区市町村との迅速な情報伝達体制の確保等に努め、適切な対応によって被害の局限化を図る。

④ 航空攻撃

- 都は、周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがある生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、特に当該施設の安全確保、武力攻撃

災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

⑤ NBC攻撃

- 都は、NBC攻撃による汚染が生じた場合、国による基本的な方針を踏まえて対処することを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

ア 応急措置の実施

- 知事は、NBC攻撃が行われた場合、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
- 警視庁及び東京消防庁は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

イ 国の方針に基づく措置の実施

- 知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、総務省消防庁を通じて必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

ウ 関係機関との連携

- 知事は、都対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁等からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合、都は、都対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアに努める。

エ 汚染原因に応じた対応

- 都は、生活用水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるとともに、住民に注意を呼びかける。

- 都は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

《核等による攻撃》

- ・ 都は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。
- ・ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。
- ・ 放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省、農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導する

《生物剤による攻撃》

- ・ 都は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。
- ・ 都は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、都健康安全研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。
- ・ 都は、厚生労働省と協力し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定する。
- ・ 感染症の被害拡大の防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。
- ・ 天然痘は飛沫感染するため、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も人権等に配慮しながら十分な健康監視を行い、感染の拡大防止を図る必要がある。
- ・ 汚染施設への立入り禁止や感染者の就業制限は、感染の拡大を防止する上で重要である。特に、テロの被災現場となった汚染施設や感染者の立寄り先となった汚染施設の閉鎖については、消毒の実施の有無や汚染後の経過期間等の主として疫学上の観点から決定する。この場合、努めて短期間の閉鎖を追求し、施設の閉鎖による社会への影響を最小限にとどめる。

《化学剤による攻撃》

- ・ 都は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

オ 知事及び警視総監の権限

- 内閣総理大臣の要請を受けた知事又はその知事の要請を受けた警視総監は、汚染の拡大を防止するための措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。
 - ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、廃棄の命令
 - ・ 生活用水の管理者に対する、使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令
 - ・ 死体の移動の制限又は移動の禁止
 - ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
 - ・ 建物への立入り制限又は禁止、建物の封鎖
 - ・ 交通の制限、交通の遮断
- 知事又は警視総監は、上に掲げる権限を行使するときは、政令に基づき、当該措置の名あて人に対し、当該措置を講ずる理由、対象物件、時期、措置の内容等について通知しなければならない。

2-4 国民生活の安定に関する措置

- 都は、引き続きライフライン等の安定的な供給等を確保するとともに、生活関連物資等の物価の安定と安定的な供給を図る。
- 武力攻撃等により被害が発生した場合には、被害状況に応じて、応急復旧のために必要な措置を行う。

(1) ライフライン等の確保

- 都は、自ら管理するライフライン施設において、他のライフライン事業者（区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等）と同じく、第4章第3節2-5「(1) ライフライン等の確保」（115頁）によって、引き続き、水道、下水道、鉄道、港湾・空港、道路等の安定的な供給、運行等を確保する。
(*)

(2) ライフライン施設等が被災した場合の対処

① ライフラインの応急復旧

- 都は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに、都が管理するライフライン施設の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じて、応急復旧のために必要な措置を講ずる。
- また、ライフラインの事業者である区市町村及び指定地方公共機関から応急復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、人員や資材の提供、技術的助言など、所要の支援を行う。

② 輸送路の確保に関する応急復旧

- 都対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送や緊急物資の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するため、応急復旧のために必要な措置が講じられるように、総合調整を行う。
- 都は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設・漁港施設、空港、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(*) 武力攻撃等により事業者が危険にさらされるような事態に至った場合は、国民保護法第22条の安全配慮義務の趣旨から、安定供給等の義務を負うものではない。

③ 都が管理するその他の施設及び設備等の応急復旧

- 都は、武力攻撃災害が発生した場合には、ライフラインや輸送路のほか都が管理する施設及び設備の被害状況を速やかに把握し、被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

④ 国に対する支援要請

- 都は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求める。

(3) 生活関連物資の価格安定

- 都は、第4章第3節2－5「(2) 生活関連物資等の価格安定」(116頁)によって、引き続き、武力攻撃事態等における生活関連物資等物価の安定と安定的な供給を図る。

2-5 被災情報の収集・報告

- 都は、電話、防災行政無線、災害情報システムその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 警視庁は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
東京消防庁は、救出、救助にあたっている現場において情報収集するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- 都は、被災情報の収集に当たっては、区市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。
- 都は、自ら収集し、又は区市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに総務省消防庁に報告する。^(*)
- 都は、第一報を総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、区市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従いとりまとめ、電子メール、FAX等により総務省消防庁が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務省消防庁に報告する。
- 警視庁は、収集した情報を都対策本部に連絡するとともに警察庁に速やかに連絡する。
- 東京消防庁は、把握した被災情報を適切に都対策本部に連絡する。
- 都は、収集・整理した被災情報を区市町村等と共有するよう努める。

^(*) 区市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告し、その後は随時、都が消防庁に報告を行う方法に準じて、都に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努め、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

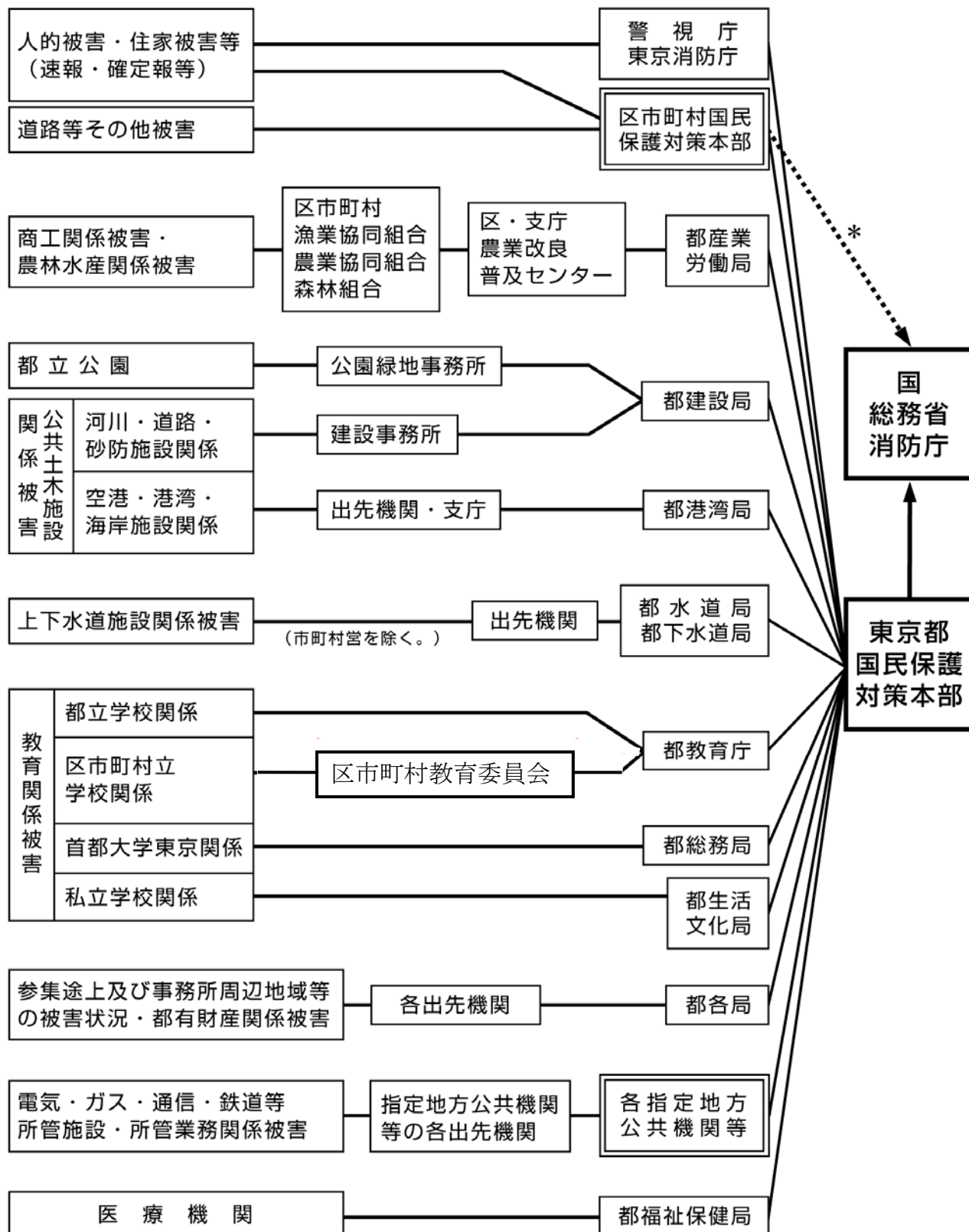
《報告様式》

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 東京都							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
区 市 町 村 名	人的被害				住宅被害		その他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡の概況を一人ずつ記入してください。

区 市 町 村 名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

《被災情報の収集・報告系統》



*災害の状況により都対策本部に報告できない場合

2-6 安否情報の収集・提供

- 安否情報の収集は、区市町村が行うことを基本とする。
都は、自ら管理する施設で把握した安否情報を区市町村に提供するなど、区市町村による情報収集を補完する。
- 都は、区市町村から報告される安否情報と自ら収集した安否情報を整理し、遅滞なく総務大臣に報告する。
- 都は、安否情報の提供窓口を設置し、住民等からの照会に応じて、個人情報の保護に十分に留意しつつ、速やかに回答する。

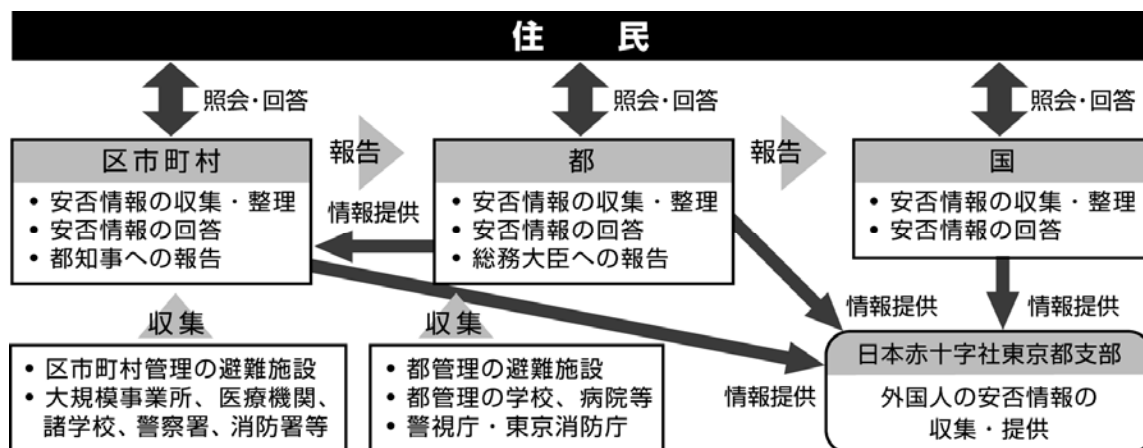
(1) 安否情報の収集

- 都は、自ら管理する避難所、都立の学校、病院等から安否情報を収集する。
当該施設の管理者は、避難住民や在校児童・生徒、入院患者等の安否情報を把握し、都対策本部に報告するとともに、当該施設が位置する区市町村に情報提供する。

《情報収集 の役割分担》

- ・ 都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）
警視庁、東京消防庁
- ・ 区市町村 …… 区市町村管理の避難施設、区市町村の施設（学校等）
区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署
- 警視庁は、死体の調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、都対策本部に通知する。
- 東京消防庁は、把握している安否に関する情報を適切に都に連絡する。
- 都は、広域的な観点から、必要に応じて、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。
- 都は、区市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

《安否情報の収集・提供の概要》



(注) 区市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、区市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 総務大臣に対する報告

- 都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令^(*)第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで総務省消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(3) 安否情報の提供

① 安否情報の照会の受付

- 都は、安否情報の対応窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、都対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 住民からの安否情報の照会については、原則として都対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記

^(*) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）

載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

② 安否情報の回答

- 都は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。

- 都は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

(4) 個人情報の保護への配慮

- 安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(5) 日本赤十字社に対する協力

- 都は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

2-7 交通規制

- 警視庁は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行う。

(1) 交通状況の把握

- 警視庁は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

- 警視庁は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

(3) 緊急通行車両の確認

- 緊急通行車両については、総務省消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は都公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

- 警視庁及び道路管理者である都は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

- 警視庁は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

- 警視庁は、避難住民の運送、緊急物資の運送等のため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行う。

③ 障害物の除去

- 警視庁は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

- 警視庁は、交通規制に当たっては、道路管理者等の関係機関との密接な連携を確保する。

第5節 避難生活段階の計画

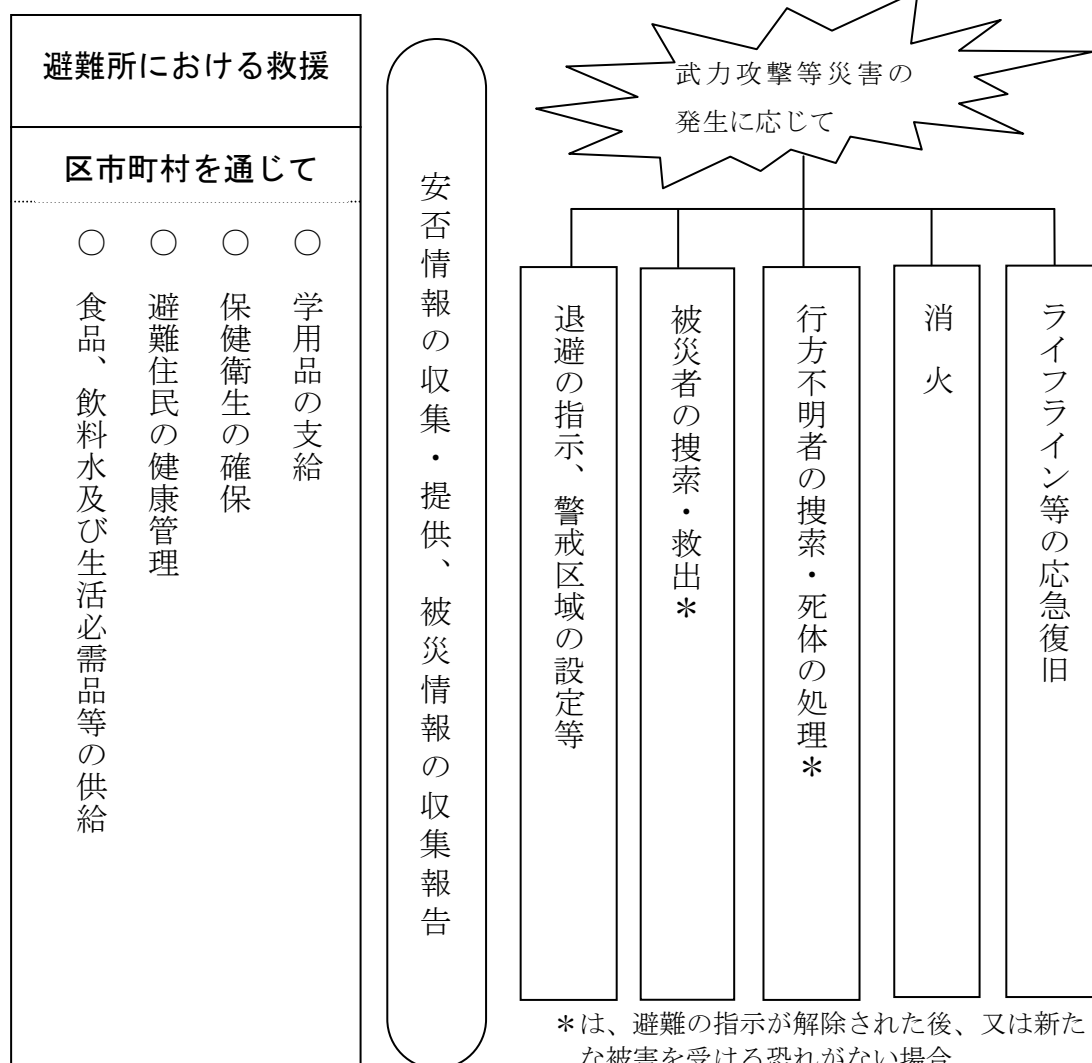
■ 対象期間

住民が避難所等で避難生活をしている期間（避難してから避難解除されるまでの期間）

■ 本段階の主眼

- 避難所における避難住民の生活確保
- 安否情報の収集・提供
- 治安、物価等に係る社会的な混乱の防止

■ 本段階の主な措置



1 避難生活段階における都・関係機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 東京都国民保護対策本部の運営 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁	○ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助・救急活動 ○ 避難所等における火災予防
区市町村	○ 区市町村国民保護対策本部の運営 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
指定行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

2 実施計画

2-1 住民避難に関する措置

- 都は、住民避難が完了したことを確認するとともに、武力攻撃事態等の状況により、避難所からの再避難に備える。

(1) 避難完了の確認

- 都は、区市町村対策本部及び避難所等からの報告を受け、住民避難が完了したことを確認する。

(2) 再避難に関する備え

- 都は、国や関係機関等から武力攻撃事態等に関する情報を集約し、状況に応じて、避難所に避難している住民を再避難させることができるように、避難準備の段階に準じて必要な準備を行う。

2-2 救援に関する措置

- 都は、区市町村や関係機関と連携・協力し、避難所において、「食品、飲料水及び生活必需品の提供」「医療の提供」等を行うなど、避難住民の生活を確保する。

(1) 避難所における救援

① 避難所の管理・運営

ア 避難所の管理^(*)

- 避難所の管理は、都の施設を避難所とする場合は「都」、区市町村の施設を避難所とする場合は「区市町村」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ行う。
- 避難所の管理を行う者は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

^(*) 電気・ガス・水道などの設備管理や施設の維持補修など

イ 避難所の運営

- 避難所の運営は、避難所の位置する区市町村が行うものとする。ただし、多くの避難住民を収容するため、都があらかじめ指定する施設及び民間施設を避難所とする場合は、都が運営する。
- 都及び区市町村は、避難所の運営に係る役割分担に応じて、避難所において、食品等の供給、医療の提供など、避難住民の生活を支援するために必要な措置を実施するものとする。
- 女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

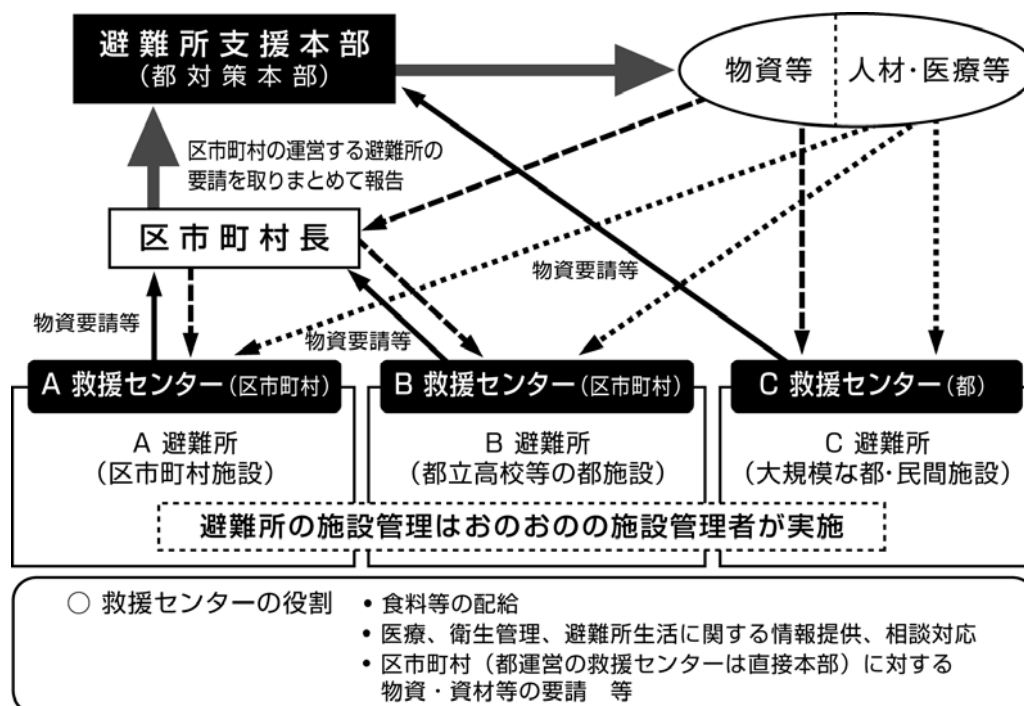
ウ 救援センターの設置

- 都及び区市町村は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置するものとする。
- 「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行うものとする。
 - ・ 避難住民に対する食料等の配給
 - ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
 - ・ 避難住民の生活状況の把握
 - ・ 都又は区市町村に対する物資・資材等の要請 等

エ 避難所支援本部の設置

- 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置する。
- 避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援する。
 - ・ 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
 - ・ 応急医療の提供
 - ・ 学用品の供給
 - ・ 避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



② 二次避難所の設置・運営の支援

- 都は、区市町村が設置する二次避難所の運営状況を把握し、ボランティアの派遣など必要な支援を行う。

③ 救援の内容

- 知事は、救援の程度及び基準に基づき、区市町村長と役割分担しつつ救援を行う。

ア 食品、飲料水、生活必需品の供給

- ・食品（備蓄食料、炊き出し、弁当等）
- ・飲料水
- ・生活必需品（衣類、毛布、日用品等）

- 都は、区市町村を通じて、避難所ごとに割り当てられた避難者数・世帯数に基づき準備した食品等を避難住民に供給する。
- 都は、区市町村を通じて、補給すべき食品等の物資を把握した場合、それらを速やかに確保し、集積所に運送する。

イ 医療の提供

- ・避難住民に対する応急的な医療
- ・避難所周辺の利用可能な医療機関の情報提供

- 避難住民に対する応急的な医療は、区市町村の医療救護班が一次的に行い、都は、区市町村からの要請に応じて医療救護班を派遣する。
- 救援センターで避難所周辺の利用可能な医療機関を把握し、避難住民に対して情報提供する。

ウ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 電話
- ・ インターネット利用のための通信端末機器 等

- 都は、聴覚障害者や視覚障害者等に関して、ボランティアの協力を得るなど十分に配慮する。

エ 学用品の給与

- ・ 教科書、文房具、通学用品等

- 都は、被災により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書等を支給する。なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

オ 応急仮設住宅等の供与

- 都は、避難先における避難が長期に及ぶ見通しとなった場合は、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅の確保に必要な措置を行う。

④ 保健衛生の確保

- 都は、区市町村と協力して、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

ア 保健衛生対策

- 都は、区市町村が巡回健康相談等を行うために避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。健康相談に際しては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。

イ 防疫対策

- 都は、区市町村と協力して、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に

対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

ウ 環境衛生の確保

- 都は、区市町村と協力して、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を講ずる。

エ 食品衛生の確保

- 都は、区市町村と協力して、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生指導班による食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(2) 救援物資等の確保及び避難所への運送

① 物資等の確保

- 救援のための物資は、都及び区市町村が備蓄する物資、生産・販売事業者等との協定又は購入契約に基づき調達した物資、民間等からの応援物資をあてる。
- ただし、知事が必要と判断した場合は、次の方法で物資等を確保する。
 - ・ 国に対する支援要請（具体的な支援内容を提示）
 - ・ 相互応援協定等に基づく、他の道府県等に対する応援要請 等
- 都は、協定等によらない自発的な応援がある場合も考慮し、広報等を行うに当たっては、不足を生じる可能性のある物資等を明らかにするなど、応援が必要な物資等が明確となるように留意する。

② 避難所への運送

ア 備蓄・調達物資等

- 都は、区市町村が選定する集積地に救援に必要な備蓄・調達物資を運送する。（60頁「3 物資・資材の運送体制の整備」を参照）

イ 他道府県からの応援物資等の運送

- 都は、他道府県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送基地で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する。（60頁「3 物資・資材の運送体制の整備」参照）

ウ 運送体制

- 140頁「(3) 避難所への物資等の運送体制の確立」で確立した体制による。

(3) 救援のための物資の売渡し要請等、土地等の使用

① 救援のための物資の売渡し要請等

- 知事は、救援を行うため必要があると認める場合、救援の実施に必要な医薬品等の物資^(*)であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業者が取り扱うものについて、その所有者に対し、売渡しを要請することができる。
- 知事は、その所有者が、正当な理由がないにもかかわらず、売渡し要請に応じないときは、特に緊急の必要があり、やむを得ない場合、当該物資の収用、又は保管命令を行うことができる。
物資の収用等は、必要な事項^(**)を記載した公用令書を交付して行わなければならない。
- 知事は、物資の収用等を行う必要があるときは、その職員に物資の所在場所や保管場所に立入検査をさせることができる。
また、知事は、物資の保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に物資の保管状況を検査させることができる。

② 土地等の使用

- 知事は、収容施設や臨時の医療施設を開設するため、所有者及び占有者の同意を得て、必要な土地や家屋を使用することができる。
正当な理由がないにも係らず、当該土地等の所有者及び占有者に同意が得られなかった場合は、特に必要な場合に限り、同意を得ないで当該土地等を使用できる。
- 土地等の使用は、必要な事項を記載した公用令書を交付して行わなければならない。

(4) 被災者に対する救援

- 都は、第4章第4節2-2「(4) 被災者に対する救援」「(5) 関係機関との連携」「(6) 事態類型に応じた留意点」(141頁～)によって、引き

^(*) 特定物資という。法及び政令で、医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建築資材、燃料等に限定されている。

^(**) ①公用令書の交付を受ける者の氏名・住所、②根拠となった法律の規定、③保管命令については、保管物資の種類・数量・保管期間・場所、④土地等の使用については、使用する土地等の所在場所、期間 等

続き、被災者に対する救援を行う。

2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置

- 都は、第4章第4節「2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置」（145頁）によって、引き続き、武力攻撃災害の発生の防除、拡大の防止、軽減を図る。

2-4 国民生活の安定に関する措置

- 都は、第4章第4節「2-4 国民生活の安定に関する措置」（156頁）によって、ライフラインの確保、応急復旧、物価の安定、治安の維持等により、国民生活の安定を図る。
- 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、学習機会の確保、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助などを行う。
- 避難所生活が長期にわたる場合は、特に、児童・生徒の教育の継続に配慮する。

2-5 被災情報の収集・報告

- 都は、第4章第4節「2-5 被災情報の収集・報告」（158頁）によって、被災情報の収集・報告を行う。

2-6 安否情報の収集・提供

- 都は、第4章第4節「2-6 安否情報の収集・提供」（161頁）によって、安否情報の収集・提供を行う。

第6節 復帰段階の計画

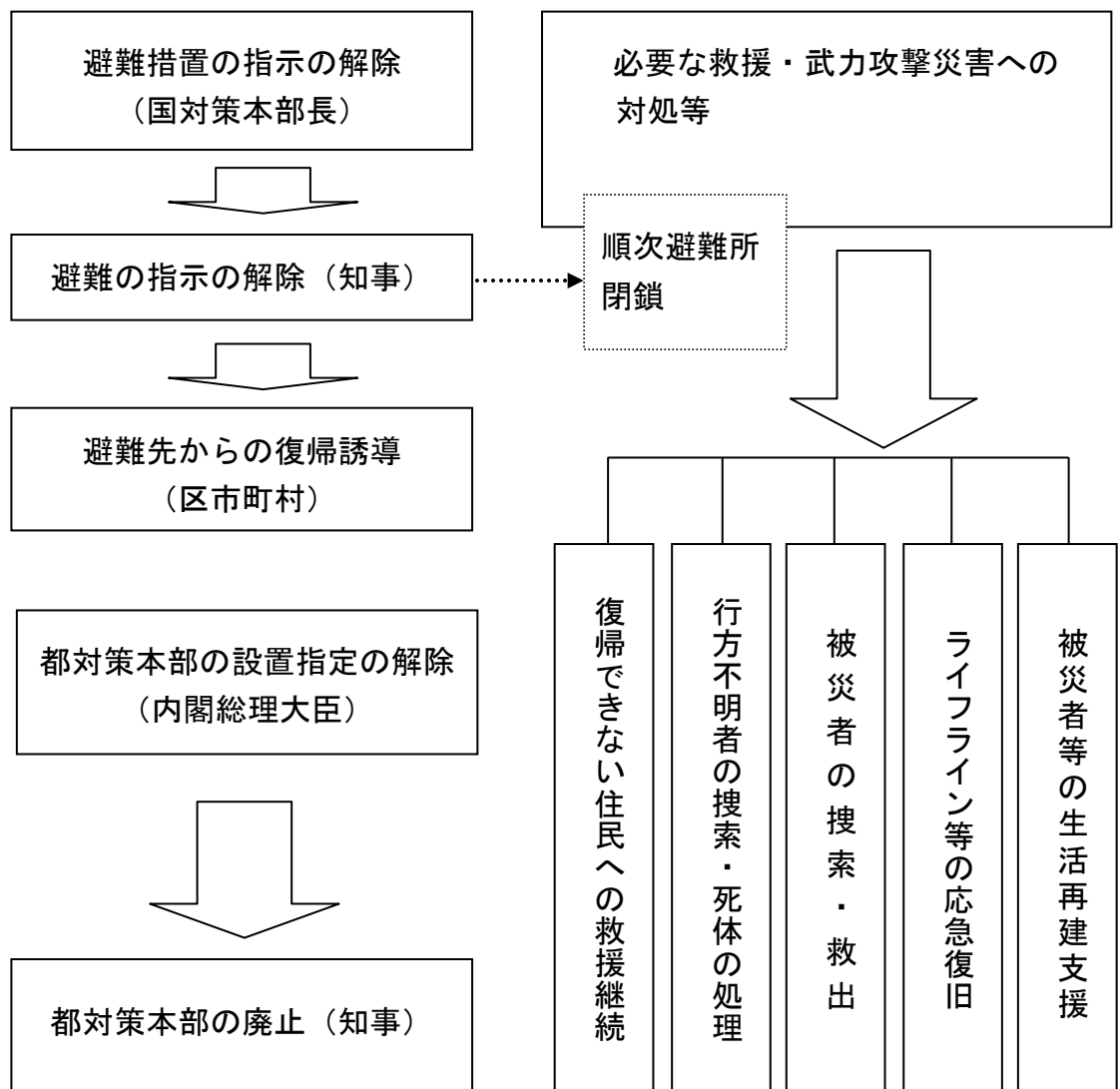
■ 対象期間

避難の指示が解除されてから、避難住民が避難先地域からの復帰を完了するまでの期間

■ 本段階の主眼

- ライフラインの応急復旧
- 国の避難措置の指示の解除を受けて避難の指示を解除
- 避難住民の円滑な復帰
- 都対策本部の廃止

■ 本段階の主な流れ



1 復帰段階における都・各機関等の役割分担

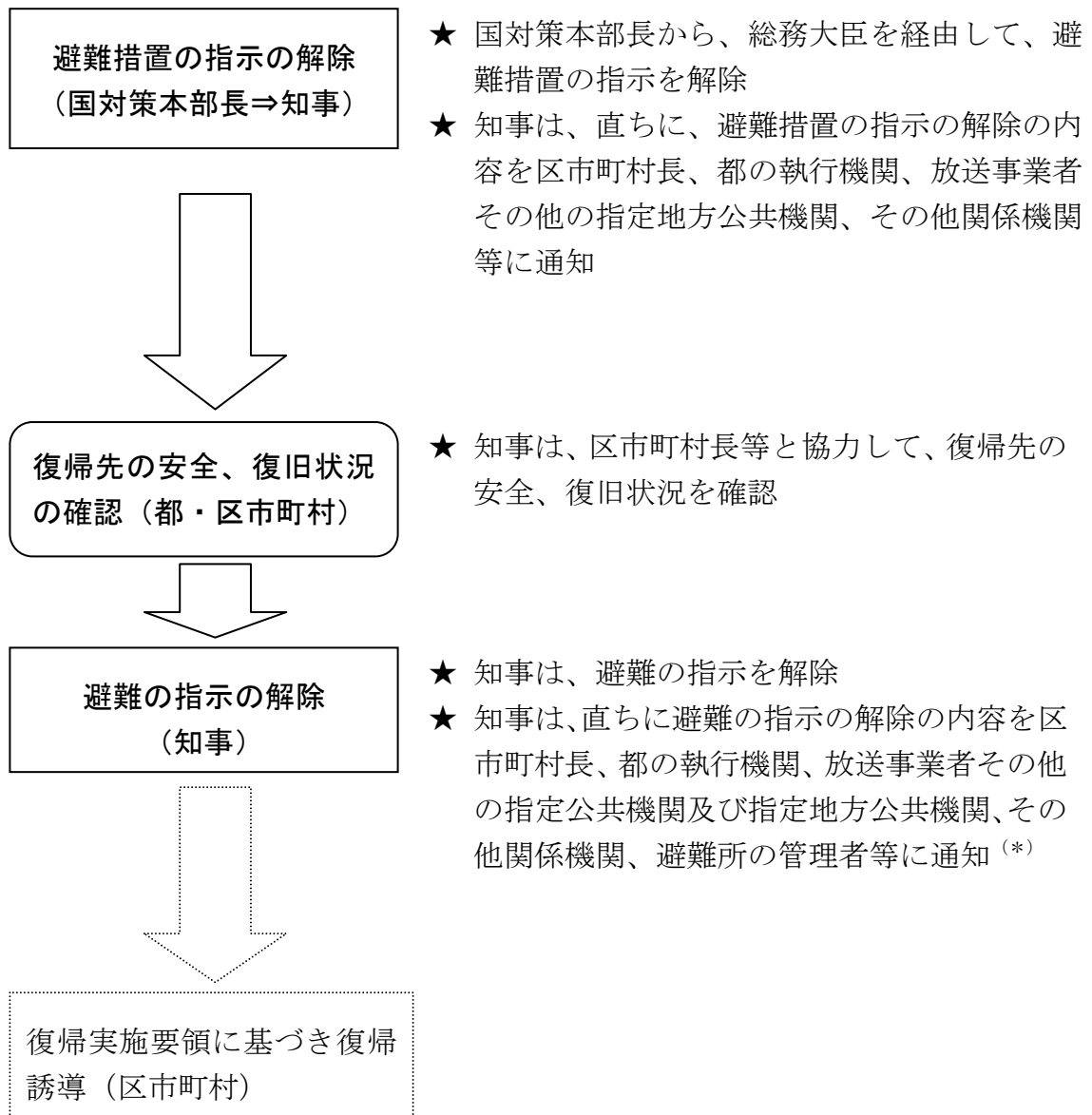
機 関 名	主 な 役 割
都	○ 東京都国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 避難の指示の解除 ○ 区市町村による復帰実施要領作成の支援 ○ 区市町村による復帰誘導の支援 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
警視庁	○ 区市町村と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて） ○ 復帰地域の治安の維持
東京消防庁	○ 区市町村と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて）
区市町村	○ 区市町村国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 復帰実施要領の作成 ○ 復帰誘導 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
指定行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 武力攻撃災害の応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送(放送事業者) ○ 復帰住民の運送（運送事業者）
指定地方公共機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送(放送事業者) ○ 復帰住民の運送（運送事業者）

2 実施計画

2-1 住民の復旧に関する措置

- 知事は、内閣総理大臣の避難措置の指示の解除を受け、復旧先の安全を確認した上で、避難の指示を解除する。
- 都は、区市町村が行う避難住民の復旧実施要領の作成や住民の復旧誘導などに対し、必要な支援協力を行う。

(1) 避難の指示解除の基本的なフロー



^(*) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、避難の指示の解除の通知を受けたときは、それぞれの業務計画に基づき、速やかにその内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

（２）復帰住民の誘導支援

- 都は、区市町村からの要請に応じて、避難住民の復帰実施要領の作成に協力するほか、復帰のための運送手段を確保するなど必要な協力を行う。

２－２ 救援に関する措置

（１）避難の指示の解除後も復帰できない者への救援

- 都は、復帰解除後も住宅やライフラインの損壊等により、避難生活を継続しなければならない住民に対して、引き続き、避難所において救援を行う。
- 避難の指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼、又は流出して居住する家屋がなく、自らの資力では住宅を得ることができない住民に対して、応急仮設住宅等の供給など、必要な措置を行う。

（２）復帰先での生活確保のための支援

① 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- 都は、区市町村の報告に基づき、武力攻撃災害のため住宅が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理することができない住民に対して、日常生活に必要最小限の部分について応急修理する。

② 住居又はその周辺の土石等の除去

- 都は、区市町村の報告に基づき、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、区市町村と協力し除去する。

（３）その他の救援

- 状況に応じて、次のような救援措置を行う。
 - ・ 飲料水の供給
 - ・ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 行方不明者の捜索及び死体の処理 等

2-3 武力攻撃災害の最小化のための措置

(1) 廃棄物処理対策

- 都は、防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。
- 都は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、区市町村からの要求に基づき、各区市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- 都は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の道府県に対し、応援の要求を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

- 都は、生活環境の悪化を防止するため、環境大臣の廃棄物処理の特例地域の指定を受けて、武力攻撃災害等により発生した大量のがれき等の廃棄物の処理を促進する。
- 都は、環境大臣が指定する特例地域において、特例基準^(*)に定めるところにより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
この場合、環境省と連携を確保するとともに、関係区市町村に対して情報提供を行う。
- 都は、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

^(*) 国民保護法第124条第2項で定める特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準、廃棄物の収集、運搬又は処分を区市町村以外の者に委託する場合の基準

2-4 国民生活の安定に関する措置

- 都は、生活再建資金の支援、雇用の確保などにより、復帰した住民の生活再建を支援する。

(1) ライフライン等の応急復旧

- 都は、避難住民の復帰にあわせ、自らが管理するライフライン施設の応急復旧を完了するよう努める。

(2) 生活再建資金の融資等

- 都は、自然災害時の制度等を参考にしつつ、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするために必要な資金を融資する等の制度を検討し、実施する。

(3) 都税の減免等

- 都は、災害の状況に応じて、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、都税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに都税の減免及び徴収猶予の措置を実施する。

(4) 就労状況の把握と雇用の確保

- 都は、被災者等の就労状況の把握に努め、自ら就労を支援するとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力するなど、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。

(5) 被災児童生徒等に対する教育

- 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助を行う。

また、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

3 都対策本部等の廃止

- 知事は、内閣総理大臣から都対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、都対策本部を廃止する。

(1) 都対策本部の廃止

- 知事は、内閣総理大臣から都対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、都対策本部を廃止する。
- 知事は、都対策本部を廃止したときは、都対策本部の設置に準じて、区市町村、指定地方公共機関等に通知する。

(2) 都現地対策本部の廃止

- 都対策本部の廃止に伴い、都現地対策本部を廃止する。

第7節 復旧・復興

■ 対象期間

避難住民の復帰が完了してから、ライフライン施設の復旧、都市や暮らし等の復興に取り組む期間

■ 本段階の主眼

- ライフライン施設等の本格的な復旧
- 都市、住宅、暮らし、産業の復興
- 国民保護措置に要した費用の支弁等

■ 本段階の主な措置

復 旧	復 興	国民保護に要した費用の支弁
○ 道路等の公共施設の復旧 ○ ライフラインの本格復旧	○ 都市、住宅、暮らし、産業の復興 (都復興対策本部)	○ 国に対する負担金の請求 ○ 損失補償 ○ 実費弁償 ○ 損失補てん

1 復旧・復興における都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○ 消防相談に関すること ○ 火災予防に関すること
区市町村	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
指定公共機関	○ ライフライン施設等の復旧
指定地方公共機関	○ ライフライン施設等の復旧

2 実施計画

2－1 復旧・復興

（1）国における復旧のための法制の整備

- 武力攻撃災害による被害が発生したときは、国において、公共施設や産業基盤などの本格的な復旧のため、財政上の措置や各種支援制度等に関する法制が整備される。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国全体としての方針が示される。

都は、これらの法制や方針を踏まえ、都市基盤等の迅速な復旧を図る。

（2）都が管理するライフライン等の復旧

- 都は、武力攻撃災害によって被災した水道・下水道、鉄道、空港・港湾、道路等のライフライン施設等を早急に復旧する。

（3）復興対策

- 都は、大規模な武力攻撃災害により重大な被害を受けた場合は、知事を本部長とする都災害復興本部（仮称）を設置し、都市、住宅、くらし、産業等の計画的な復興を図る。

- 復興に当たっては、被災地域の復興後の将来像を明確にし、その実現に向けて、復興に係る諸事業を総合的に実施する。

2-2 国民保護に要した費用の支弁等

(1) 国への負担金の請求

① 国に対する負担金の請求方法

- 都は、国民保護措置の実施に要した費用で都が支出したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

② 関係書類の保管

- 都は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

(2) 損失補償、実費弁償及び損害補償

① 損失補償

- 都は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

② 実費弁償

- 都は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

③ 損害補償

- 都は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

(3) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

- 都は都対策本部による総合調整や指示の結果、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失補てんの手続に準じて、損失を補てんする。

《（参考）区市町村が国民保護措置に要した費用の支弁》

- 国に対する負担金の請求等
 - ・ 区市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、都国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。
- 損失補償及び損害補償
 - ・ 国民保護法に基づき区市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、都国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5章 島しょ地域における全島避難

第1節 全島避難の実施

- 島しょ地域で武力攻撃等が発生又は発生のおそれがある場合は、全島民（島内に一時的に滞在している者を含む。以下「島民等」という。）を計画的に本土へ避難させることを基本とする。
- 知事は、全島避難を行うにあたっては、現地対策本部を設置し、要避難地域の町村と連携・協力し、島民等の全島避難を総合的に指揮する。
- 島しょ地域の各町村は、自ら作成する国民保護計画に全島避難に関する計画を規定するものとする。

1 全島避難における都及び関係機関等の役割

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 現地対策本部の設置・運営 ○ 全島避難に関する方針の策定 ○ 警報の通知・伝達 ○ 避難の指示 ○ 他道府県に避難する場合の当該道府県との協議 ○ 島民等の運送手段の確保に関する調整 ○ 被災者等の救援 ○ 避難所（本土）の運営、調整 ○ 安否情報の収集・提供 ○ 第三管区海上保安本部に対する応援要請 ○ 自衛隊の部隊等の派遣要請 ○ 島民等の復帰に関する調整 ○ 復旧・復興の実施
支庁（地方隊）	○ 都対策本部の事務を分掌^(*) ○ 町村の国民保護措置の実施を支援

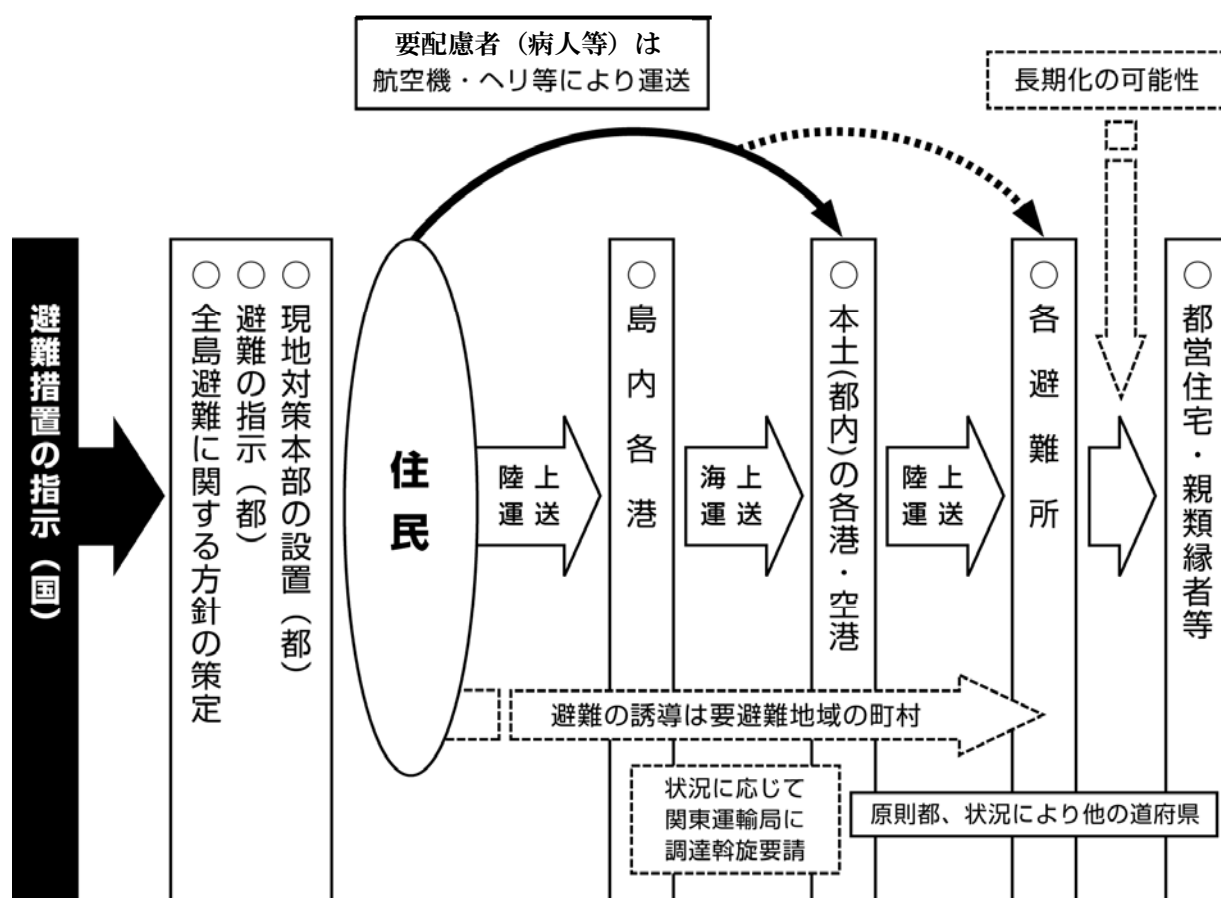
^(*) 都内（本土）が、武力攻撃事態等の状況下にある場合は、支庁長（地方隊長）が、知事に代理して国民保護措置を実施することもありうる。

町 村	○ 町村の国民保護対策本部の設置・運営 ○ 警報の伝達、避難の指示の周知 ○ 退避の指示、警戒区域の設定 ○ 避難島民の誘導 ○ 避難所（本土）の運営に関する協力 ○ 島民等の救援に関する協力 ○ 消火及び被災者の救助・救急 ○ 島民等の安否情報の収集・提供 ○ 島民の復帰誘導 ○ 復旧・復興の実施
警視庁	○ 島内における被災者の救出 ○ 避難島民の誘導 ○ 警報及び避難の指示等の伝達に関する協力 ○ 行方不明者の捜索及び死体の調査 ○ 島内における社会不安防止に関する協力 ○ 島内における治安の維持
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部、 横浜海上保安部、 下田海上保安部)	○ 海上における避難住民の誘導 ・ 船舶交通の整理 ・ 船艇・航空機による情報収集、必要な情報の提供 ○ 海上における避難に伴う混雑等における危険な事態の発生の防止 ・ 必要な警告又は指示 ・ 危険な場所への立入りの禁止等
指定行政機関 指定地方行政機関	○ 船舶・航空機等の調達に関する斡旋
自衛隊	○ 避難島民の誘導等の実施
指定公共機関 ・指定地方公共機関 (運送事業者)	○ 避難島民の運送

2 全島避難の実施計画

- 都は、全島避難を実施するにあたり、避難の準備から本土での生活の確保までを含めた全体的な方針となる「全島避難に関する方針」を策定し、計画的に避難措置を実施する。
- 特に、避難住民の運送手段の確保など、国との緊密な連携に留意する。

(1) 全島避難の基本的な流れ



(2) 避難の指示

- 知事は、国の対策本部長から、島しょ地域について避難の措置の指示があった場合、その内容を具体化し、直ちに要避難地域の町村長を通じ、島民等に対して避難の指示を伝達する。^(*)

^(*) 全島避難を行うことは「避難措置の指示」で示され、具体的な全島避難の内容を「避難の指示」で示すことが想定される。

- 都は、避難措置の実施にあたり、町村に対して要配慮者を優先的に避難誘導するように要請するなど、要配慮者を安全・確実に避難させるための調整を行う。

(3) 「全島避難に関する方針」の作成

- 知事は、国の対策本部長から全島避難すべき旨の避難措置の指示があった場合、関係町村の意見を踏まえ、「全島避難に関する方針」を策定する。
(*)

《「全島避難に関する方針」で定める主な事項》

- ・ 全島避難の対象となる町村
- ・ 避難先地域及び目的港
- ・ 全島避難の開始予定時期
- ・ 避難島民等の運送手段（島内における運送を含む。）
- ・ 要配慮者に関する留意事項
- ・ 避難後の生活に関する事項
- ・ 動物の取扱い

- 知事は、前項で作成した「全島避難に関する方針」を直ちに関係する区市町村長、関係機関等に通知する。(**)

(4) 国との連携

- 都は、全島避難を行う場合、船舶等の輸送力の確保に努める必要があることから、次の情報について、総務省消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。
 - ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
 - ・ 都で確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

(5) 現地対策本部の設置

- 知事は、必要に応じて、現地対策本部を設置し、現地対策本部長に町村及び関係機関等との全島避難に係る連絡調整等を行わせる

(*) 方針は、避難の指示と併せて、又は避難の指示後速やかに策定する。

(**) 関係町村長は、直ちに「避難実施要領」を作成する。

(6) 島外への避難島民等の運送

ア 島から目的港までの運送

《船舶による運送》

- 海運事業者である指定地方公共機関の船舶の使用を基本とする。知事は、状況により、関東運輸局に対して船舶の調達に関する斡旋を要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して避難島民等の海上運送を要請する。
- 知事は、避難島民等の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、避難島民等の海上運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- 知事は、必要に応じて、島の近海に所在する漁業従事者に対し、避難島民等の海上運送について協力を依頼する。

《航空機による運送》

- 航空事業者である指定地方公共機関の航空機の使用を基本とする。知事は、状況により、東京航空局に対して航空機の調達に関する斡旋を要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して要配慮者等の航空運送を要請する。
- 知事は、要配慮者の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、要配慮者等の航空運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

イ 目的港・空港から避難所への運送

- 都は、目的港及び空港から各避難所まで、避難島民等の運送を行う。
知事は、状況により、バス、タクシー事業者及び陸運事業者たる指定地方公共機関に対し、避難島民等の陸上運送について必要な車両等の提供を求める。

(7) 海上運送にあたっての安全の確保

- 知事は、避難島民等を海上運送するために使用する湾内及び避難航路上における安全を確保するため、警視庁及び第三管区海上保安本部に対し、必要な要請を行う。
- 知事は、天候などの状況により、海上保安庁のみによる当該海域等における安全の確保が困難と判断した場合、防衛大臣に対して必要な要請を行う。

(8) 東京都以外の地域に全島避難する場合

○ 知事は、都の区域を越える避難措置の指示を受けた場合、事前に他の道府県との間に締結される相互応援協定に基づくほか、あらかじめ当該避難先地域を管轄する道府県知事と、次の事項について協議する。

- ・ 全島避難する島民等の数及び受入れ予定地域
- ・ 全島避難の時期、運送手段及び経路
- ・ 避難先道府県の目的港及び空港
- ・ 目的港及び空港に到着後の誘導に関する事項
- ・ 安否情報の収集・提供に関する事項

3 安否情報の収集

○ 都は、全島避難に当たり、避難者漏れを防止することも考慮し、特に次の事項に留意して、安否情報の収集を行う。

- ・ 町村長による避難者名簿の作成
- ・ 避難島民等を誘導する町村職員の避難者名簿の携行

4 避難所に関する留意事項

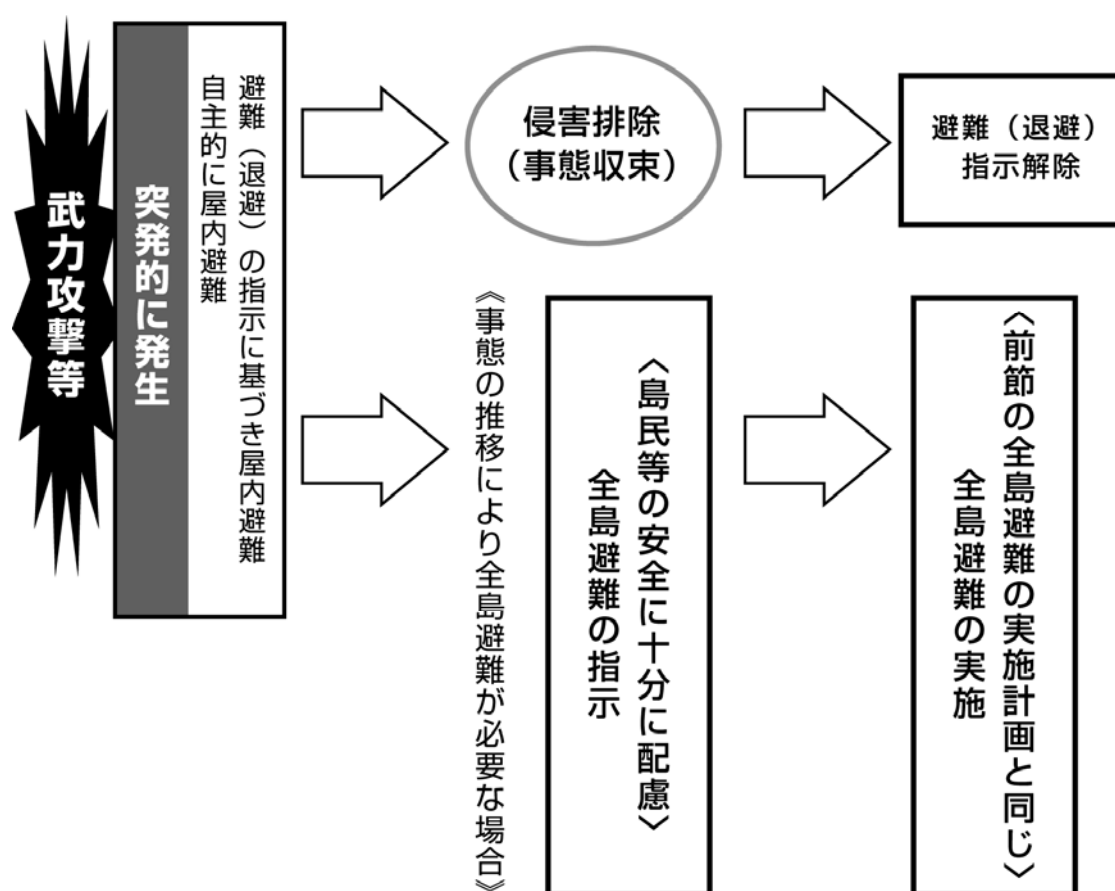
○ 都は、全島避難における避難生活において、次の事項について特に留意する。

- ・ 避難が長期化することが予想されることから、長期の避難生活を想定した施設の提供
- ・ 早い段階から応急仮設住宅等を提供できる態勢の確保

第2節 突発的な事態への対処

- ゲリラや特殊部隊による攻撃など突発的な事態が発生し、全島避難を行う時間的余裕がない場合は、まず屋内避難（又は退避）を指示する。
- その後、事態の推移により必要な場合は、島民等の安全に十分に配慮しつつ、さらに本土へ避難させるものとする。

1 突発的な事態における対処の基本的な流れ



2 屋内等への退避の指示

- 知事は、突発的な事態の発生に伴い、島民等に対する危険を防止するため緊急の必要がある場合は、直ちに「屋内への退避」を指示する。^(*)

^(*) 国から避難措置の指示が出されている場合は、直ちに「屋内への避難」を指示する。（ただし、事態が突発した場合は、避難措置の指示までには相応の時間を要すると思われる。）

- 島の湾内にいる船舶の乗務員に対しては、湾外の海域（海上に警戒区域が設定されている場合は当該区域の外側）に避難（又は退避）を指示する。
- 知事は、その他の島でも警戒態勢を強化する必要がある場合は、「緊急通報」を発令するなどの対応を行う。

3 屋内退避後に全島避難をする場合の安全の確認

- 知事は、屋内に一次的に退避させた島民等の島外への避難に際し、当該町村長、支庁長、警視庁を通じて、島内における武力攻撃等及び武力攻撃災害の発生状況を確認し、島内の安全を確認する。

4 事態認定前における対応

- 知事は、内閣総理大臣による事態の認定前に事案が発生し、緊急に住民の安全等を確保する必要がある場合、災害対策基本法の仕組みを活用するなどにより、国民保護措置に準じた措置を実施するものとする。

第3節 平素からの備え

- 全島避難を的確に行うため、特に、次の点に関する備えを行う。

1 情報収集体制の整備

- 都は、武力攻撃災害により、通信中継所の破壊等が行われた場合の通信の途絶を補完できる通信体制を整備する。
- 警視庁は、島しょ地域においても、ヘリコプターテレビ電送システムなど、その保有する手段を活用した情報収集・連絡体制を確保するよう努める。

2 基礎的資料の収集・整備

- 島しょ地域においては、特に次の資料を整備する。
 - ・ 都内及び近隣県の主要な港湾施設に関する資料
 - ・ 全島避難時に使用する船舶等の運送能力に関する資料

3 警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備

- 都は、漁業従事者に対する警報及び避難の指示等の伝達が確実に行われるように、各町村と漁業協同組合間で漁業無線を有効に活用する体制づくりを促すとともに、第三管区海上保安本部との連携体制を確保する。

4 「全島避難に関する方針」のモデルの作成

- 都は、全島避難を指示する段階で作成する「全島避難に関する方針」のモデルをあらかじめ作成するものとする。

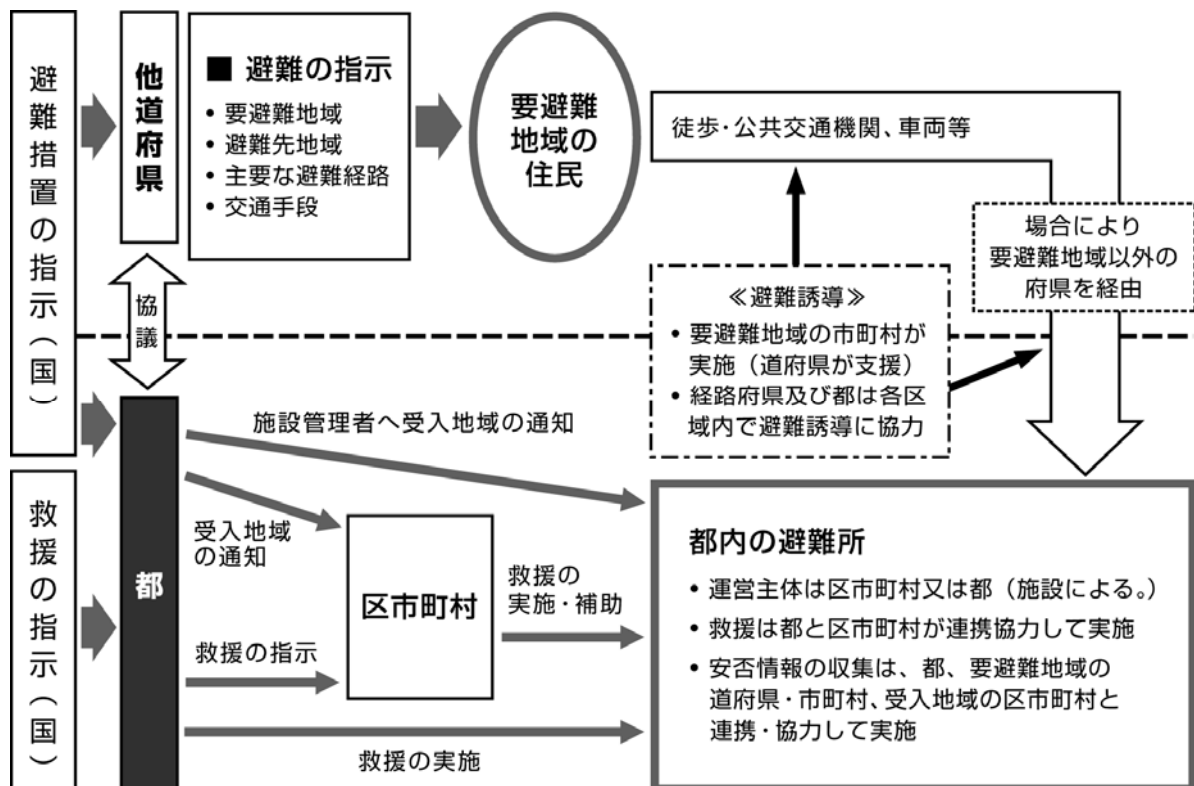
第6章 他県の避難住民等の受入れ

第1節 基本的考え方

- 国の避難措置の指示に基づき、要避難地域の道府県と協議の上、受入地域を決定し、避難住民を受け入れる。
- 国の救援の指示に基づき、都と区市町村が協力し、受け入れた避難住民への救援を行う。

- 都は、他道府県からの避難住民を受け入れたときから、復帰するまでの期間、受入地域の区市町村等と連携・協力して、救援等の措置を行う。
- 都は、他道府県から避難住民の受入れに係る協議を受けたときは、正当な理由がある場合^(*)を除き、避難住民を受け入れるものとする。
- 都は、安否情報の収集を、要避難地域の道府県等と連携・協力して行う。

《他道府県からの避難住民の受入れの概要》



^(*) 国の避難措置の指示後に、都内の避難先地域が予測されない攻撃を受け、避難住民の受け入れが行えなくなっている場合等

第2節 事態への対処

- 他県からの避難住民の受入れに関する措置は、「第4章 武力攻撃事態等への対処」に掲げた事項を基本とするほか、以下に掲げる事項を行う。

1 避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 交通規制 ○ 避難所における警戒
東京消防庁	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所等における火災予防
区市町村	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
指定行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援
自衛隊	○ 避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
要避難地域の道府県	○ 都への協議、避難の指示、指示内容の通知 ○ 要避難地域の市町村による避難誘導の支援 ○ 都が行う救援への協力 ○ 安否情報の収集・提供

要避難地域の市町村	○ 避難の指示の伝達 ○ 避難住民の誘導 ○ 都が行う救援への協力 ○ 安否情報の収集・提供
-----------	---

2 実施計画

2-1 受入地域等の決定

- 知事は、国の避難措置の指示を受けて避難住民を受入れる必要があるときは、要避難地域の道府県及び避難経路となる県と、あらかじめ次の事項について協議する。^(*)
 - ・避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・避難の方法（運送手段、避難経路）等
- 知事は、必要に応じて区市町村及び関係機関と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知する。なお、受入地域の決定等に当たっては、次の点に留意する。
 - ・避難住民の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（応急仮設住宅等の収容施設を含む）の状況や受入体制の確保
 - ・避難経路となる都県を結ぶ幹線道路及び鉄道路線等と避難施設までの経路の被災状況等の把握
- 知事は、受入地域を決定した場合は、都民への周知を図るとともに、受入地域の区市町村と協力して、避難住民を受入れる態勢を速やかに整えるものとする。
- 知事は、避難住民の受入れについて、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

^(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図ることとする。

2-2 避難誘導

- 知事は、要避難地域の市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、要避難地域の道府県と緊密に連絡を取りつつ、避難住民の移動方法に応じた都内での運送を確保する等、必要な協力を行う。

2-3 救援

- 知事は、他道府県からの避難住民を受け入れた避難所等において、受入地域の区市町村と連携・協力し、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

2-4 安否情報の収集・提供

- 都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村と連携・協力し、安否情報の収集に努める。
- この場合、関係する都道府県、区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化を図るものとする。

第3節 平素からの備え

○ 避難や救援等における備えは、「第3章 平素からの備え」に掲げた事項を基本とし、他県からの避難住民の受入れに必要な備えを行う。

- 都は、近隣県等との相互応援協定の見直し、又は新たな協定の締結にあたっては、避難誘導時の車両の使用や避難住民の受入れ、救援に関する職員の協力のあり方等について検討し、協定に反映するよう努める。
- 都は、避難住民の受入れを円滑に行うため、受入地域の区市町村との役割分担等について、検討・整理する。
- 都は、救援措置を円滑に行うため、受け入れた市町村職員の協力のあり方等について、検討・整理する。
- 都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村との安否情報の収集・提供、安否情報の共有のあり方等について、検討・整理する。

第7章 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処

- 大規模なテロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処など）の内容、手続き等に準じる。
- 本章では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における危機情報の監視」「大規模テロ等の発生時の対処」などに関して、特に必要な事項を記載する。(*)

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の 拡散
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事態発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い

■ 都対策本部設置前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定や都対策本部の設置指定が行われるまでは、都は、緊急に都民等の安全等を確保するため、都災害対策本部設置等の災害対策におけるしくみなどを活用し、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(**)

(*) 本章の規定は、本章において対応しようとする事案が結果的に武力攻撃事態等の認定につながった場合にも適用する。

(**) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1節 初動対応力の強化

- テロ等の発生時に住民等の避難や救助などを迅速に行うため、都が管理する施設、大規模集客施設や民間のライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 平素及びテロ等の発生時に、都、大規模集客施設等の管理者、警察・消防等関係機関等が連携協力して対応する体制を構築する。

1 危機管理体制の充実

（1）大規模集客施設等に係る連携体制

- 都は、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安本部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。
- 都は、テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、施設管理者と協議の上、施設の実態に応じて、都、施設管理者、警察・消防等関係機関等の緊急連絡体制を整備する。

（2）「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」^(*)による連携体制

- 都は、「テロを許さない社会づくり」をスローガンとする「テロ対策東京パートナーシップ推進会議（平成20年11月発足）」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対応体制の整備等に取り組む。

（3）庁内の連携体制

- テロ等対策に関する庁内組織「東京都テロ等対策連絡調整会議（平成26年8月設置）」を運営し、都が管理する施設等におけるテロ等対策の検討や危機情報の共有など、全庁横断的な連絡調整等に取り組む。

^(*) 警視庁や都などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、平素から会議や研修会、情報ネットワーク等を通じて情報を共有し、官民一体となってテロ対策を推進している。

（４）大学や研究機関等との連携の確保等

① 大学や研究機関等との連携の確保

- 都は、都内の大学や研究機関における危機管理に関する人材や情報を把握するとともに、人的・物的なネットワークや協力関係の構築に努める。
- 都は、テロ対策の専門家や関係機関との連携により、テロの動向や対策に関する情報収集に努める。

② 医療機関等の把握

- 大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院などの主要な病院の所在や病床数等の対応能力を把握する。
- N B C 攻撃による被災者への対応が可能な医療機関、N B C の専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等について、東京都災害医療協議会等を通じ、考え方や基準などを検討する。

（５）民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化

- 都は、警視庁、東京消防庁又は消防本部、海上保安庁等の関係機関と協力し、ライフライン等施設や大規模集客施設の管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に対して、必要な指導、助言を行う。
この場合、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

2 マニュアル等の整備

（１）大規模テロ等発生時の対応マニュアルの策定

- 都は、「東京都大規模テロ等対応マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対応の手順等を明らかにする。

（２）都庁舎など都が管理する施設における対応マニュアルの整備

- 都は、都庁舎や都が管理するライフライン等施設（地下鉄、水道、港湾等）及び大規模集客施設（劇場、博物館、イベント施設、スポーツ施設等）等に関して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対応を確保す

る観点から、テロ等への対応マニュアルを整備^(*)するなど、危機管理体制を強化する。

対応マニュアルの整備にあたっては、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

（３）民間施設における対応マニュアルの整備

- 都は、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の関係機関と協力し、民間のライフライン施設や大規模集客施設等の施設管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対応を確保する観点から、テロ等への対応マニュアルの整備を要請する。

なお、区市町村においても、関係機関と協力し、都と連携のうえ同マニュアルの整備を要請するものとする。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

（１）大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

- 都は、テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、施設管理者と協議の上、施設の実態に応じて、都、施設管理者、警察・消防等関係機関等の緊急連絡体制を整備する。

（２）現地連絡調整所の運営等に関する協議

- 都は、テロ等の発生に応じて、現地で活動する機関とともに設置する「現地連絡調整所」（現地における情報の共有、連携の確保等を目的とする）の具体的な運営について関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

4 不特定多数の人々への情報伝達

- 都は、大規模集客施設や繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

- 都は、特に、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等で活動する職員のために必要となる資材等について、新たに備蓄又は調達を検討する。

^(*) 既存の危機管理マニュアルの修正又は新たな整備

《備蓄又は調達する資材の例》

- ・ N（核物質）用の防塵マスク、線量計・線量率計（サーベイメータ等）、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）
- ・ B（生物剤）用の感染症予防用マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）
- ・ C（化学剤）用のガスマスク、ガス検知器、化学防護衣、化学防護服

6 訓練の実施

- 都は、テロ等の具体的な事例を設定し、初動対応に重点を置いたシミュレーション訓練や実動訓練を行う。

第2節 平時における危機情報の監視

- 都は、危機管理監の統括の下、常にテロ等の兆候や情報を収集・分析し、必要な警戒対応を行う。

1 危機情報の把握及び警戒対応

（1）危機情報の把握

- 都は、危機管理監の統括のもと、国や区市町村、警察・消防等と連携し、常にテロの兆候など危機情報の把握に努める。
また、海外におけるテロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、警戒対応やテロへの対応力の強化に活かす。
- 都は、テロ等の危機情報を把握した場合、速やかに危機管理監に伝達できるように、総務局と各局間及び各部局内の情報伝達体制を確立する。

（2）情報の共有

- 都は、危機管理対策会議や東京都テロ等対策連絡調整会議等を通じて、テロ等に関する危機情報を全庁的に共有する。

（3）警戒対応

- 都は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請するとともに、東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）に基づき、自ら管理する施設の警戒を行う。

2 住民等の協力

- 都は、テロ等に関する不審者や不審物を発見した場合、速やかに警察等に通報するように、住民等に対する普及・啓発を図る。
- 都は、テロ等に対する警戒や発生時の対応にあたり、生活上の不便や制約等が生じる場合もあることを踏まえ、そのような場合の住民の協力について理解が得られるように、平素から機会を捉え普及・啓発に努める。

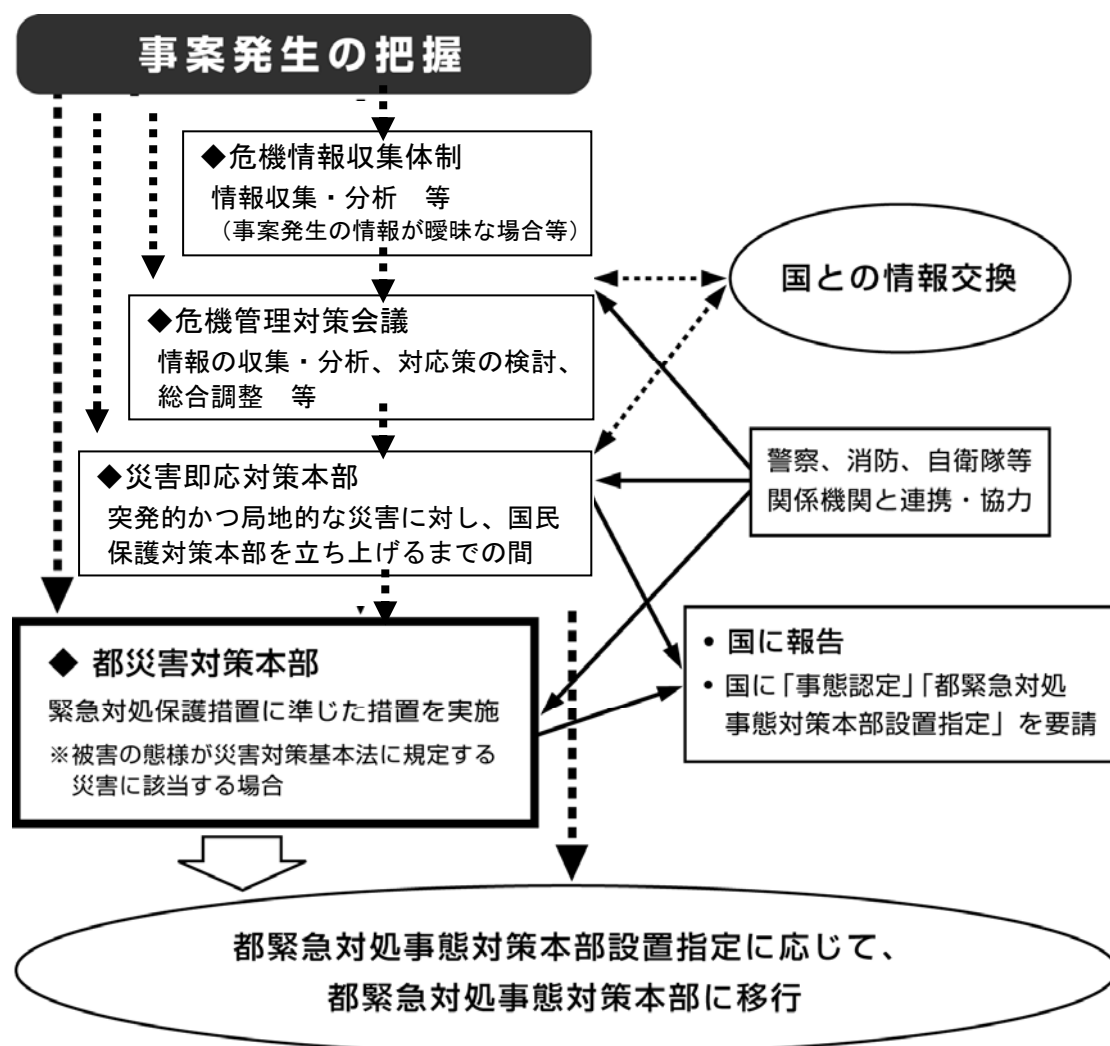
第3節 発生時の対処

- 都は、テロ等が発生した場合、国による都対策本部設置指定の有無にかかわらず、国、区市町村、警察・消防等関係機関と緊密に連携協力し、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応に全力を挙げて取り組む。
- 国による都対策本部設置等の指定がない段階では、都災害対策本部を設置して災害対策のしくみを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

1 国による都対策本部設置指定が行われている場合

- 政府による緊急処理事態の認定及び緊急処理事態対策本部の設置指示が行われている場合は、都緊急処理事態対策本部を設置し対処する。

2 都対策本部設置指定前にテロ等が発生した場合



（1）危機管理対策会議における初動対応

① 危機情報収集体制

- 危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生情報が曖昧な場合などに的確な情報を収集・分析を行うため、必要に応じて危機情報収集体制により対応する。

② 危機管理対策会議の招集

- 危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生情報を把握した場合は、直ちに危機管理対策会議を招集し、知事に報告する。^(*)

③ 情報の収集・分析

- 危機管理監は、国、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、自衛隊等を通じて当該事案に関する情報を収集・分析し、事案の把握に努める。

④ 初動対応

- 危機管理監は、関係機関と連携・協力し、被災者の救助や避難等に関して必要な措置^(**)を速やかに実施する。
この場合、ダーティボムや化学剤が使われている可能性も考慮し、二次被害の発生防止に努める。
- 危機管理監は、状況により、テロ等の事態の拡大（連続爆破テロ等）等も視野に入れ、施設管理者等に対する警戒要請などを行う。
- 危機管理監は、都民等への正確な情報提供に努める。
- 危機管理監は、多数の死傷者や建造物の破壊等の被害が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、緊急対応保護措置に準じた措置を行うため、直ちに知事に対して「都災害対策本部」の設置を申請する。

⑤ 現地連絡調整所の設置

- 都は、テロ等の発生に応じて、速やかに現地連絡調整所を設置し、被災状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動の連携のための調整等を行う。

^(*) 発生当初は事故と区別できないことも考えられるが、そのような場合でも最悪の事態を想定し、危機管理対策会議を招集する。

^(**) 消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警視・消防等と連携して被害の最小化を図る。なお、事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

《参加要請先》

- ・警視庁、東京消防庁又は消防本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、都区市町村、自衛隊など、現地で活動している機関

（２）都災害対策本部における総合的な対応

① 都災害対策本部の設置

- 都は、事態認定前において、原因不明の緊急事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策基本法に基づく都災害対策本部を設置し、必要な措置を総合的に推進する。

この場合、都は、直ちに事案の発生や都の対応状況について、総務省消防庁を経由（警視庁においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡するとともに、関係区市町村に連絡する。

② 都災害対策本部における対応の基本

- 都は、都災害対策本部において、事案に応じて関係機関が災害対策基本法、警察官職務執行法、消防法、海上保安庁法等に基づき講じる避難の指示、警戒区域の設定、消火、救助・救急等についての情報を収集・分析し、総合調整するなど、被害の最小化を図る。また、必要に応じて、現地対策本部を設置する。
- 知事は、迅速な対処のため特に必要がある場合、区市町村長に対して、避難の指示や警戒区域の設定などの指示を行う。^(*)
また、区市町村が、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、区市町村長に代わって避難の指示等の措置を行う。
- 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の道府県に対し支援を要請する。
- 都は、都緊急対処事態対策本部を設置し、総合調整や措置を行うことが不可欠と判断される場合、国に対して、緊急対処事態の認定や都緊急対処事態対策本部の設置指定を要請する。

③ 速やかに実施すべき措置

ア 被災者の救助、救援

- 都は、現地連絡調整所を介して、医師の派遣や医薬品の確保など事案の発生現地における救助活動に必要な支援を行う。

^(*) 避難の指示や警戒区域の設定は、区市町村長や現場の警察官等が行う。

- 都は、必要により現地において救命処置等を行うため、東京DMATを派遣する。この場合、派遣医師等の安全確保に十分留意する。
- 都は、必要により、現地の医療救護所におけるトリアージ^(*)や応急措置のため、医療救護班を派遣する。

イ 被災者の搬送

- 都は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の運送に車両が必要な場合は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等に対して、搬送用車両の提供を求める。

ウ 避難の指示

- 知事は、災害の規模、程度等から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に対して、避難の指示を行うように要請する。
- 都は、大規模集客施設等の中で事案が発生した場合、施設管理者が行う館内放送や避難誘導等の状況を把握し、施設内の人々の避難が適切に行われるよう、必要な支援・助言等を行う。

エ 災害対策基本法等に基づく警戒区域の設定

- 都は、事案の発生現地において、警察官、海上保安官あるいは消防により警戒区域^(**)が設定されている場合、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対してその周知・徹底を図る。
- 知事は、事案が連続して発生し拡大が予測されるなど緊急の必要があると判断する場合、当該区市町村長に対して、新たな警戒区域の設定を要請する。

オ 警戒要請等

- 都は、事案の拡大の状況に応じて、鉄道やライフライン等の施設の嚴重警戒、鉄道の運行停止など災害を最小にするために必要な要請を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

- 知事は、人命又は財産の保護のために必要があると認められる時は、防衛大臣又はその指定する者に対して災害派遣を要請する。

^(*) triage 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送治療を行うこと

^(**) 警察官、海上保安官：災害対策基本法第63条第2項に基づく警戒区域の設定

3 緊急対処事態対策本部への移行

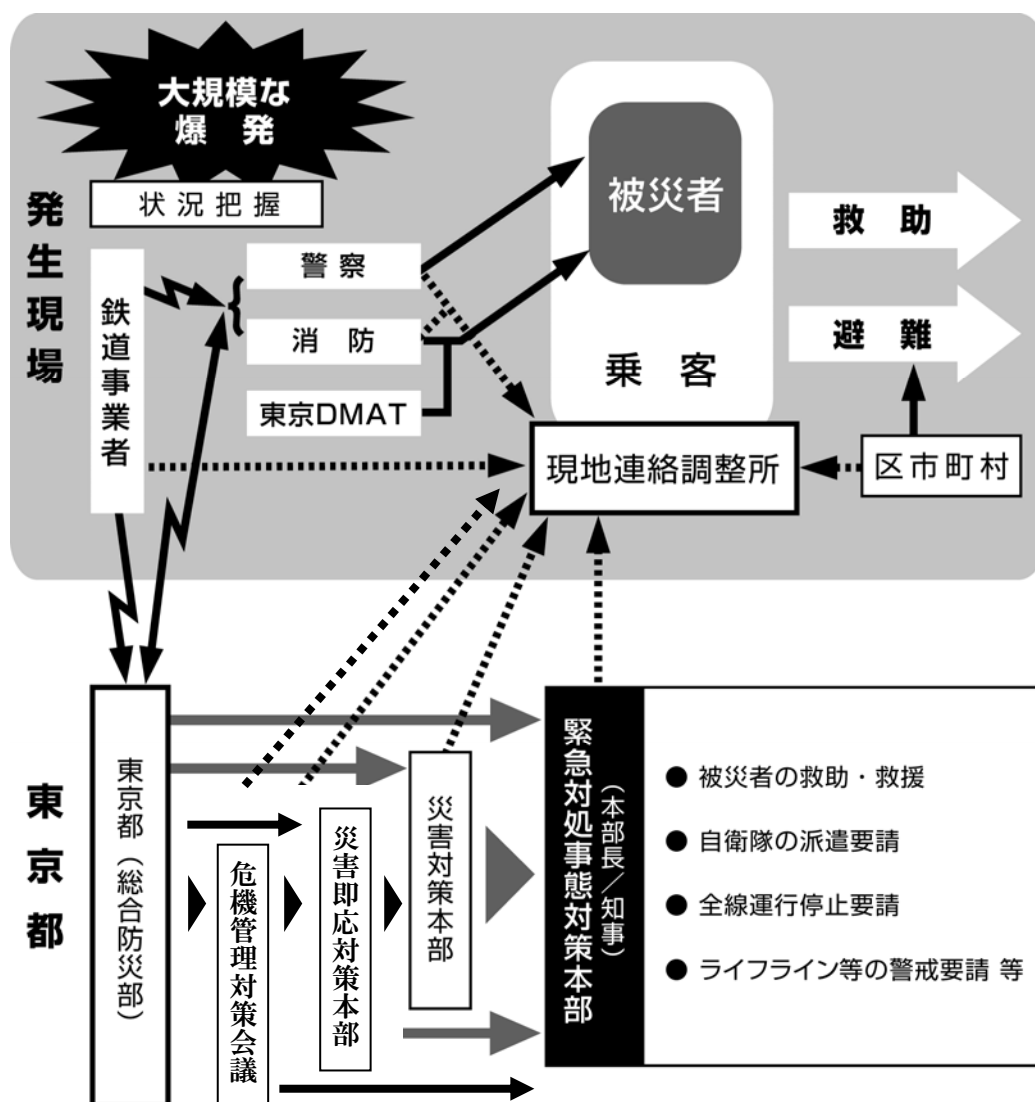
- 政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに新たな体制に移行し、「都災害対策本部」を設置している場合は、これを廃止する。
- 都対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

《緊急対処事態における警報》

- 知事は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

《例（大規模爆弾テロ）》



第4節 大規模テロ等の類型ごとの対応の留意点

- 都は、テロ等が発生した場合の初動対応及び平素からの備えに関して、大規模テロ等の類型ごとに、特に次の事項に留意する。

1 類型ごとの留意点

- 都は、本計画及び本計画に基づき作成する事態類型ごとの対応マニュアル^(*)等で定めるところにより、大規模テロ等への対応及び平素からの備えを行う。
- 大規模テロ等の類型ごとにまとめた、留意事項は、213頁～224頁のとおり。

2 大量殺傷物質によるテロに共通する留意点^(**)

（1）対応の基本

- 都は、大量殺傷物質（ダーティボム、生物剤、化学剤）を用いたテロ（以下「NBCテロ」という。）による汚染が生じた場合の対応について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、現場における初動的な応急措置の実施に重点を置き対応する。
この場合、各省庁が汚染拡大防止のために行う活動内容について、総務省消防庁から必要な情報を入手する。

（2）応急措置の実施

- 知事は、NBCテロが行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBCテロによる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
- 警視庁及び東京消防庁は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

^(*) 大規模テロ等発生時の対応マニュアル

^(**) ダーティボム、生物剤、化学剤を用いたテロに関するそれぞれの留意事項は、217頁～223頁のとおり

（３）関係機関との連携

- 都は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等からの情報などを集約して、国への迅速な支援要請を行う。

この場合、都は、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

- 都は、放射性物質等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省、農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかける。

また、生活用水が汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

（４）知事及び警視總監の権限

- 内閣総理大臣の要請を受けた知事又はその知事の要請を受けた警視總監は、汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。

- ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、廃棄の命令
- ・ 生活用水の管理者に対する、使用・給水の制限又は禁止、廃棄の命令
- ・ 死体の移動の制限、移動の禁止
- ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- ・ 建物への立入り制限又は禁止、建物の封鎖
- ・ 交通の制限、交通の遮断

《事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項》

■ 危険物質等を有する施設への攻撃	
事 態 例	○ 可燃ガス貯蔵施設等の爆破 ○ 危険物積載船への攻撃 (原子力事業所、石油コンビナートは都内に存在しないため、これらへの攻撃は想定しない。)
影 響	○ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
平素の備え	1 危険物質等を有する施設との緊急連絡体制の整備 都は、事業者と協議の上、施設の実態に応じて、都及び関係機関と施設管理者との緊急連絡体制を整備する。 2 施設管理者による危機管理体制の強化 ① 施設管理者による主体的な安全確保 知事は、危険物質等を有する施設の管理者に対して、所管省庁が施設の種類ごとに定めた「安全確保の留意点」^(*)に基づき、施設管理者の主体的な安全確保を促す。 ② 施設管理者に対する要請 都は、施設管理者に対し、「安全確保の留意点」を踏まえ、既存のマニュアル等を活用し、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合、施設管理者が、自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。 ③ 都が管理する施設の安全確保体制の強化 都は、「安全確保の留意点」を踏まえつつ、各局の危機管理に関するマニュアルを見直すなど、自ら管理する施設の安全確保体制を強化する。 3 警戒対応 都は、国内外の状況を踏まえ、危険物質等を有する施設の管理者に対して、テロ等の発生に備えた警戒対応の強化を要請するとともに、自ら管理する施設の警戒対応を強化する。

(*) 生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）

テロ等への対処上の留意事項	1 施設管理者に対する措置の要請 知事は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。 警視庁は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。 2 立入制限区域の指定の要請 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、都公安委員会又は東京海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。 都公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、当該施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。 3 危険物質等に関する措置命令 知事は、消防法や火薬類取締法等の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。 ・危険物質等の取扱所の使用の一時停止又は制限 ・危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 ・危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 知事は、危険物質等の取扱者に対し、上記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。 なお、既存の法令に基づく措置と上記の措置との対応関係は、第4章第3節2－4（6）「①危険物質等に関する措置命令別表」（111頁）を参照のこと。
-----------------------------	---

■ 大規模集客施設等への攻撃	
事 態 例	○ ターミナル駅、列車、劇場等の爆破
影 響	○ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は甚大なものとなる。
平素の備え	1 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備 都は、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）等の管理者と協議の上、施設の実態に応じて、都、関係機関、施設管理者との緊急連絡体制を整備する。 2 危機管理体制の強化 ① テロ等の危機に関する事業者連絡会 都は、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安本部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。 ② 大規模集客施設等の危機管理 都は、警視庁、東京消防庁又は消防本部、海上保安庁等の関係機関と協力し、大規模集客施設等の管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対応を確保する観点から、テロ等への対応マニュアルの整備を要請する。整備にあたっては、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。 なお、区市町村においても、関係機関と協力し、都と連携のうえ同マニュアルの整備を要請するものとする。 3 情報伝達の強化 ① 多様な媒体の活用 都は、大規模集客施設や繁華街等の不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、インターネットをはじめとした多様な媒体を活用した情報伝達手段の確保に努める。 ② 区市町村の情報伝達体制の強化 都は、区市町村が、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々への情報伝達を速やかに行えるように、防災行政無線や広報車両等の方法による情報伝達体制の強化に協力する。 4 警戒対応 都は、国内外の状況を踏まえ、大規模集客施設等の管理者に対して、テロ等の発生に備えた警戒対応の強化を要請すると

	もに、自ら管理する施設の警戒対応を強化する。 具体的な警戒対応策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確保、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることとする。
テロ等への対応上の留意事項	1 施設管理者に対する措置の要請 知事は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、大規模集客施設の管理者に対して、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。また、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。 警視庁は、施設管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。 2 都が管理する施設における措置 知事は、都が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合、知事は、必要に応じて、警視庁、東京消防庁その他の行政機関に対し、支援を求める。 3 避難の指示 施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合、一次的には、施設管理者が、構内放送や職員を通じて、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導することとなる。 都は、施設管理者や警察、消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるように、警察、消防、区市町村との連携を確保する。 また、現地連絡調整所に職員を派遣し、正確な情報把握に努め、事態の推移にあわせ、必要に応じて、新たな避難や警戒のための措置を行う。 4 大規模集客施設におけるパニック防止 都は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるように要請するとともに、警察や区市町村による避難誘導や情報伝達が行われるよう調整するなど、パニックの防止に努める。 5 鉄道の運行停止等の要請 知事は、同時多発テロ等の発生の兆候があるなど緊急の場合は、施設管理者に対して鉄道の運行停止や施設の一時的閉鎖等の措置を要請する。

■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	
事 態 例	○ ダーティボムの爆発
影 響	○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ ダーティボムの爆発により放射性物質の拡散が行われた場合、その爆発により、爆弾の破片及び破壊物による被害並びに熱及び炎による被害を発生させるとともに、拡散した放射性物質の放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、後年、ガンを発症（晩発性放射線障害）することもある。 ○ 一般的に放射能に関する知識が少ないため、住民等が不安を抱きやすく、風評被害が広がる可能性もある。
平素の備え	1 大規模テロ等発生時の対応マニュアルの策定 「東京都大規模テロ等対応マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対応の手順等を明らかにする。 2 災害拠点病院の設備の充実等 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。 3 警戒対応 都は、平素から、国内外の核燃料物質の輸送等に関する事件、核物資を用いたテロ等に関する情報を収集、分析し、危機管理体制の強化に努める。また、平常時の放射線監視を通じて異常の早期発見に努める。 4 人心不安への対策 ダーティボムによる災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。
テロ等への対応上の留意事項	1 初動対応 都は、都内でダーティボム等によるテロが発生した場合、警戒区域外で住民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。 2 避難の指示 ダーティボムによる攻撃が行われた場所から直ちに離れ、風向きや風速等を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコ

	ンクリート建物に一次的に避難するよう指示する。 口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示により内部被ばくの低減に努める。 警戒区域の範囲については、放射線測定の結果や風向・風速等の気象条件を考慮して決定する。 周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、速やかに情報提供する。 3 医療活動 都は、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。 なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、適切な被ばく線量の管理を行う。 内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。 4 汚染への対処 都は、措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の測定を適切に行う。 都は、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難誘導を適切に実施する。 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。 汚染された物質の除去や汚水・廃棄物の処理等を適切に行うとともに、立入制限の解除にあたっては、放射能の残留濃度に十分に留意するものとする。
--	--

■ 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	
事 態 例	○ 生物剤（天然痘、炭疽等）の航空機等による大量散布
影 響	○ 人に知られることなく散布することが可能なことから、潜伏期間内に感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。
平素の備え	1 大規模テロ等発生時の対応マニュアルの策定 「東京都大規模テロ等対応マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対応の手順等を明らかにする。 2 災害拠点病院の設備の充実等 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。 3 法整備の求め 天然痘等による二次感染を防止するため、濃厚接触者の行動制限などを内容とする法整備を国に求める。 4 近県との情報連絡体制の整備 生物剤による攻撃にあつては、都の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、都健康安全研究センター等の機関は、近接する県との間で緊密な情報の共有を図るための連絡体制を整備する。 5 普及啓発 生物剤テロに使用される可能性の高い病原体について、感染症や感染予防に関する知識の普及・啓発を図る。
テロ等への対応上の留意事項	1 初動対応 都は、生物剤テロのがい然性が高いと判断されるに至った場合、感染症発生動向調査を強化するとともに、医療機関と連携してサーベイランスを実施する。 2 避難の指示 知事は、生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。なお、感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。 人や動物を媒体とする生物剤によるテロ等が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が困難であることか

	ら、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。 3 医療活動 都は、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。 医療活動に当たっては、生物剤によるものと考えられる感染者の集団発生を正確に把握し、サーベイランスを徹底する。 4 感染の拡大防止 感染症の被害拡大防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。 ① 患者の移送 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う。（必要に応じて医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置を実施する。） ② 汚染範囲の把握等 都は、厚生労働省と協力し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定する。また、都健康安全研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。 ③ 消毒等 保健所は、警視庁等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずる。 ④ 汚染施設への立入禁止等 都は、テロの被災現場となった施設や感染者の立寄り先となった施設の閉鎖については、消毒の有無や汚染後の経過期間等を考慮して決定する。 ⑤ 患者の移動制限 保健所は、感染症法に基づき、入院勧告など患者の移動を制限する措置を講ずる。 5 天然痘テロの場合の二次感染防止 天然痘によるテロが行われた場合は、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も十分な健康監視を行う。また、状況により、濃厚接触者の行動制限や患者情報の公表を検討するなど、感染の拡大防止を図る。 6 原因不明の病気のまん延
--	--

	都は、原因不明の病気のまん延など、集団での異常発生時には、生物剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。
--	---

■ 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	
事 態 例	○ 市街地等における化学剤の大量散布
影 響	○ サリン等の化学剤を用いたテロが、建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、当初は原因物質の特定は困難である。 ○ 一般的に、目や気道（口・鼻）、皮膚等に刺激的な症状が現れる。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。
平素の備え	1 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定 「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする。 2 災害拠点病院の設備の充実等 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。 3 警戒対応 サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法に基づき、警察官、海上保安官、消防吏員等に報告するとともに、必要な警戒対応を検討する。
テロ等への対処上の留意事項	1 対応の基本 化学剤テロの発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の発生に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。 2 避難の指示 都は、化学剤テロが行われた場合又はそのおそれがある場合は、テロが行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。 警戒区域の範囲については、汚染の測定結果、風向・風速等の気象条件や化学剤の特性等を考慮して決定する。 3 医療活動

	都は、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。 4 汚染への対応 都は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。 5 原因不明の事態への対応 都は、原因不明の死傷者が集団で発生したような場合は、化学剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。
--	---

■ 交通機関を破壊手段としたテロ	
事 態 例	○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
影 響	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。
平素の備え	○ 大規模集客施設における平素の備えと同様
テロ等への対処上の留意事項	1 被害を最小限にするための対処 都は、テロ発生後、火災や建物の倒壊等による被害の拡大を抑えるため、迅速に施設内の人々の避難誘導が行われるよう、施設管理者、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、区市町村等に対して、必要な協力を行う。 また、周辺地域への影響を最小限に抑えるため、警察等関係機関と連携し、周辺の住民や事業者等の避難、警戒区域の設定等、必要な措置を速やかに行う。 2 国との連携 連続テロの可能性があること等を踏まえ、国との情報交換を緊密に行う。

第8章 区市町村計画・指定地方公共機関業務計画の作成基準

- 本章では、区市町村、指定地方公共機関が、それぞれの計画を作成する際の基準となるべき事項を示す。

第1節 区市町村計画の作成基準

1 基本的考え方

- 区市町村長は、国民保護法、基本指針及び都の計画に基づき、区市町村における国民保護に関する計画（本節のみ、以下「計画」という。）を作成するものとする。
- 区市町村長は、計画を作成するときは、本節3「区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み」（226頁）を踏まえ、各区市町村の特性に応じた対処を記載するものとする。
- 区市町村長は、計画を作成するときは、本節4（242頁）に記載する都と区市町村との間の役割分担を踏まえるものとする。
- 区市町村長は、計画の作成にあたっては、平成17年度に総務省消防庁が示した「区市町村国民保護モデル計画」及び都が示した「東京都区市町村国民保護モデル計画」を参考とするものとする。

（1）計画で定める事項

- 区市町村長は、次の事項を計画で定める。

- 一 当該区市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- 二 区市町村が実施する国民保護措置に関する事項
- 三 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- 五 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 上記のほか、当該区市町村の区域に係る国民保護措置に関し区市町村長が必要と認める事項

（２）計画作成にあたっての手続き等

- 区市町村長は、計画において他の区市町村と関係がある事項を定めるときは、当該区市町村の長の意見を聴く。
- 区市町村長は、計画を作成するときは、あらかじめ、区市町村国民保護協議会に諮問する。
- 区市町村長は、計画を作成するときは、あらかじめ、知事に協議する。
- 区市町村長は、計画作成にあたっては、指定行政機関の計画、都の計画及び他の区市町村の計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

2 構成

- 区市町村長は、次の構成の例を参考に、当該区市町村の実情に合わせ計画を作成するものとする。

なお、構成の例は、あくまで都の計画の構成に沿って例示するものであり、区市町村計画の構成を定めるものではない。

【構成の例】

- 第1章 総論
- 第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態
- 第3章 平素からの備え
- 第4章 武力攻撃事態・緊急処理事態への対処
- 第5章 復旧・復興等
- 第6章 他の区市町村の避難住民等の受入

3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み

- 特別区制度、区市町村域を超えた都市の広がりなどの都の特性により、都及び関係区市町村は武力攻撃事態等に応じて、緊密に連携協力し、適切に国民保護措置を実施する必要がある。

このため、区市町村は、以下に掲げる、都及び区市町村における各措置の共通の枠組みを踏まえて、計画を作成するものとする。

（１）普及・啓発及び訓練の実施

- 区市町村は、住民、地域の団体及び事業者等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に

行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努めるものとする。

- 区市町村は、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、行動や判断を伴う実践的な訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めるものとする。

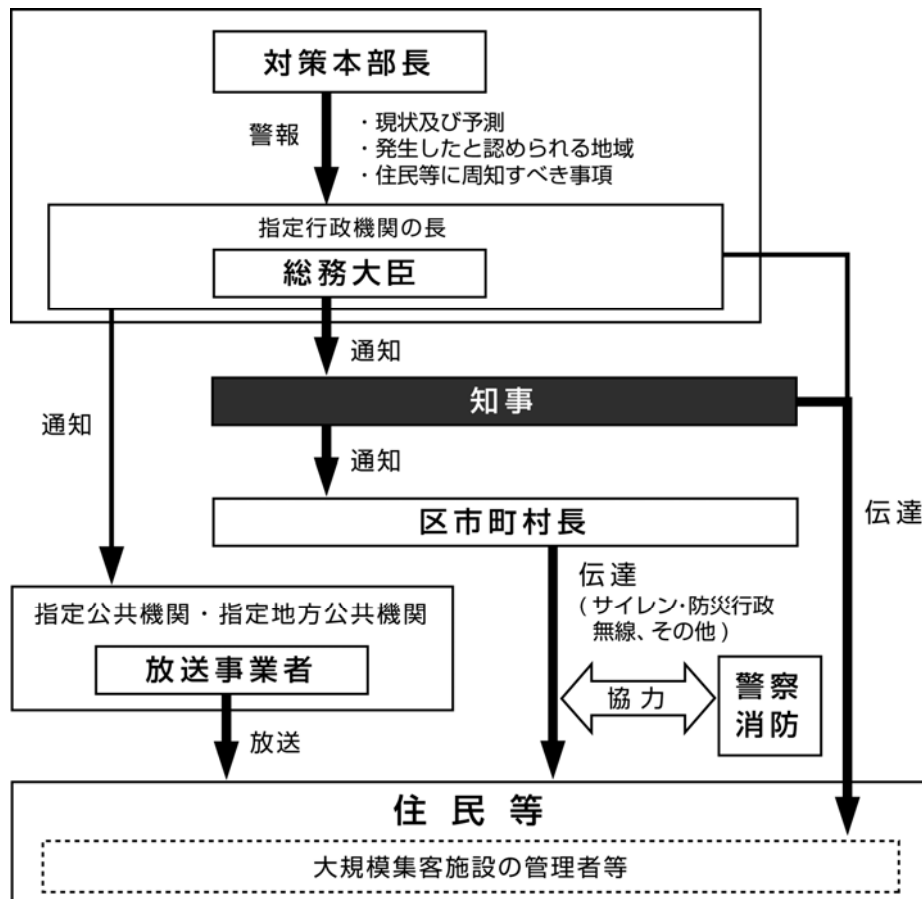
（２）警報・避難の指示の伝達

- 区市町村長は、知事から警報の通知、避難の指示の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民等に伝達するものとする。
- 区市町村は、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、各々の施設の管理者との情報伝達体制を整備するものとする。

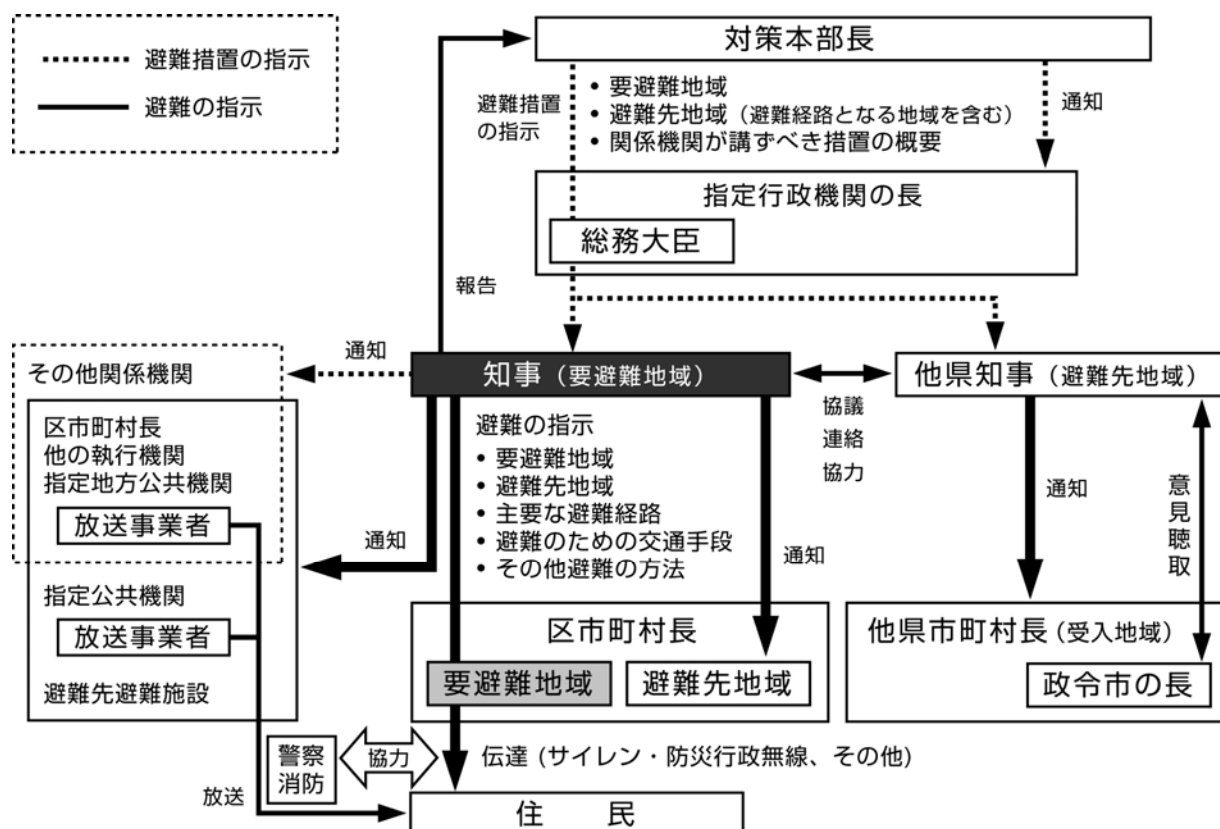
《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・ 大規模集客施設等（駅、空港、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・ 大規模オフィス
- ・ 大規模な繁華街及び地下街
- ・ 大規模（超高層）集合住宅 外

《警報の伝達の概要》



《避難の指示の概要》



警報・避難の指示等の伝達に関する留意事項

I 組織・体制の整備

区市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

II 通信連絡手段・システムの整備

区市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている区市町村においては、デジタル化の推進に努めるなど、都に準じて通信連絡体制の整備に努めるものとする。

III 警報の伝達等に必要な準備

区市町村は、知事から警報の通知、避難の指示の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等の関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

Ⅳ 警報の伝達

区市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等、区市町村の実情に応じて定めるもの）に伝達するものとする。

警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該区市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 同地域に当該区市町村が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。（区市町村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用してよいものとする。）

警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

区市町村長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

Ⅴ 警報の解除等の伝達

警報の解除の伝達は、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しないこととする。

(3) 避難住民の誘導

- 区市町村長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、住民等に伝達するものとする。
- また、区市町村長は、当該要領に基づき、次のとおり職員等を指揮し、避難住民を避難先地域まで誘導するものとする。
 - ・ 東京消防庁の管轄区域内の区市町村
その職員を指揮し、消防総監及び消防団長と協力して誘導する。
 - ・ 消防本部を設置している市町村
その職員、消防長及び消防団長を指揮して誘導する。
 - ・ 消防本部を設置していない村
その職員及び消防団長を指揮して誘導する。
- 島しょ地域の町村は、「第5章 島しょ地域における全島避難」(186頁)に基づき、全島避難に関する事項を含めて計画を作成するものとする。
- 区市町村は、避難が完了したときは、都へその旨を報告するものとする。

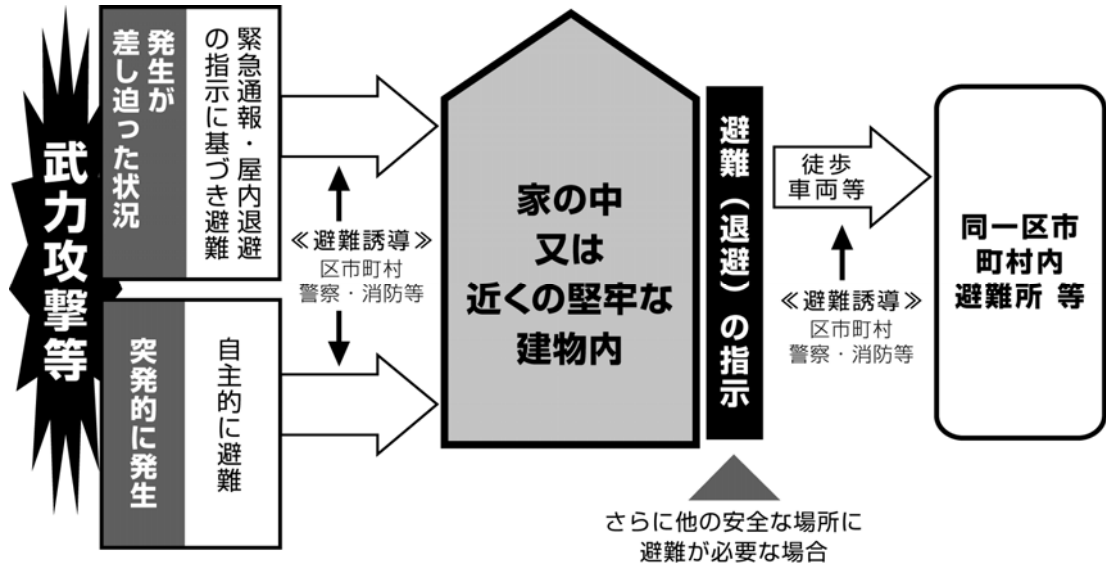
想定される避難の形態と区市町村による誘導

I 突発的かつ局地的な事態の場合

* ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等（東京で特に留意する事態）

① 屋外で突発的に発生

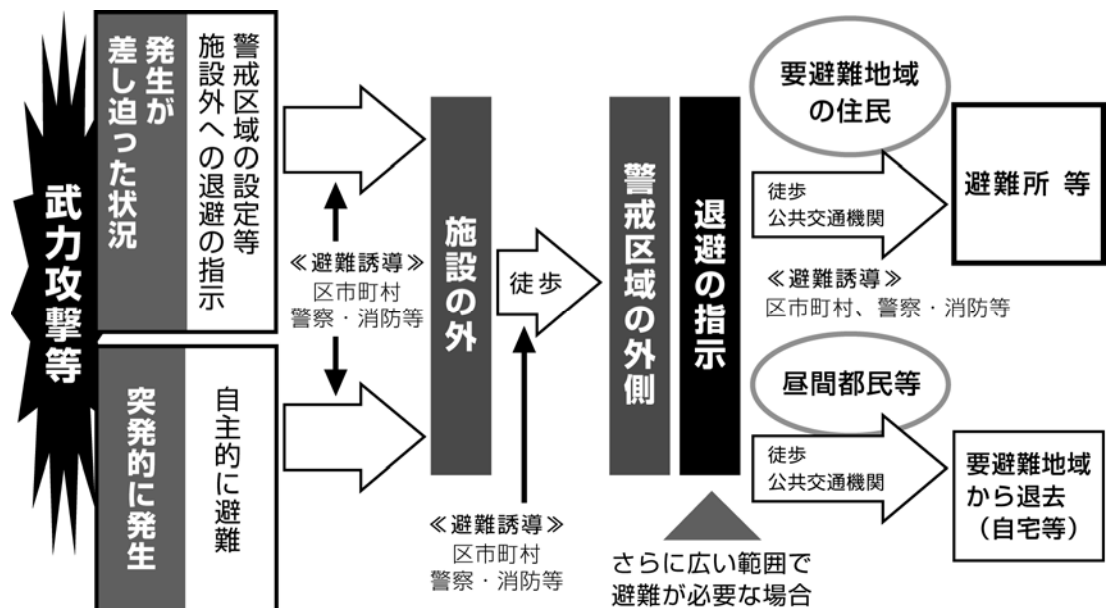
要避難地域となった区市町村は、当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本

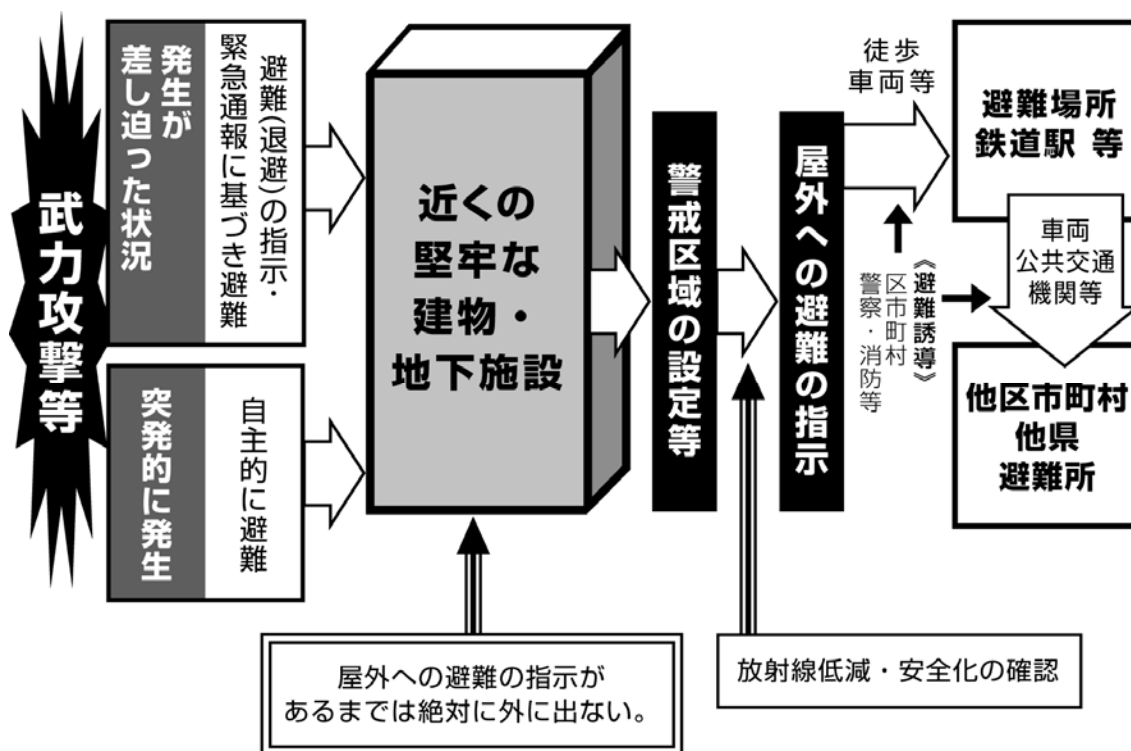
② 大規模集客施設等内で突発的に発生

区市町村は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



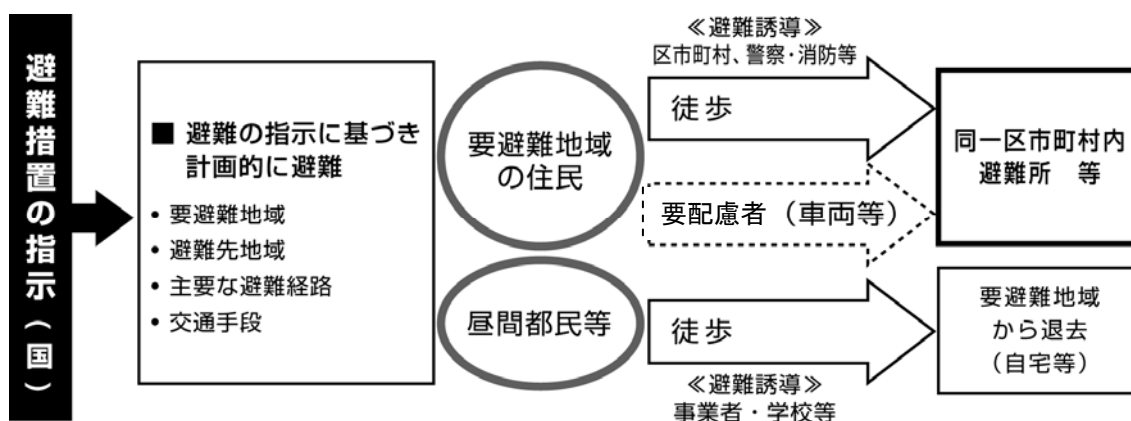
Ⅱ 突発的かつ広範囲な事態の場合 *核弾道ミサイル等

要避難地域となった区市町村は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



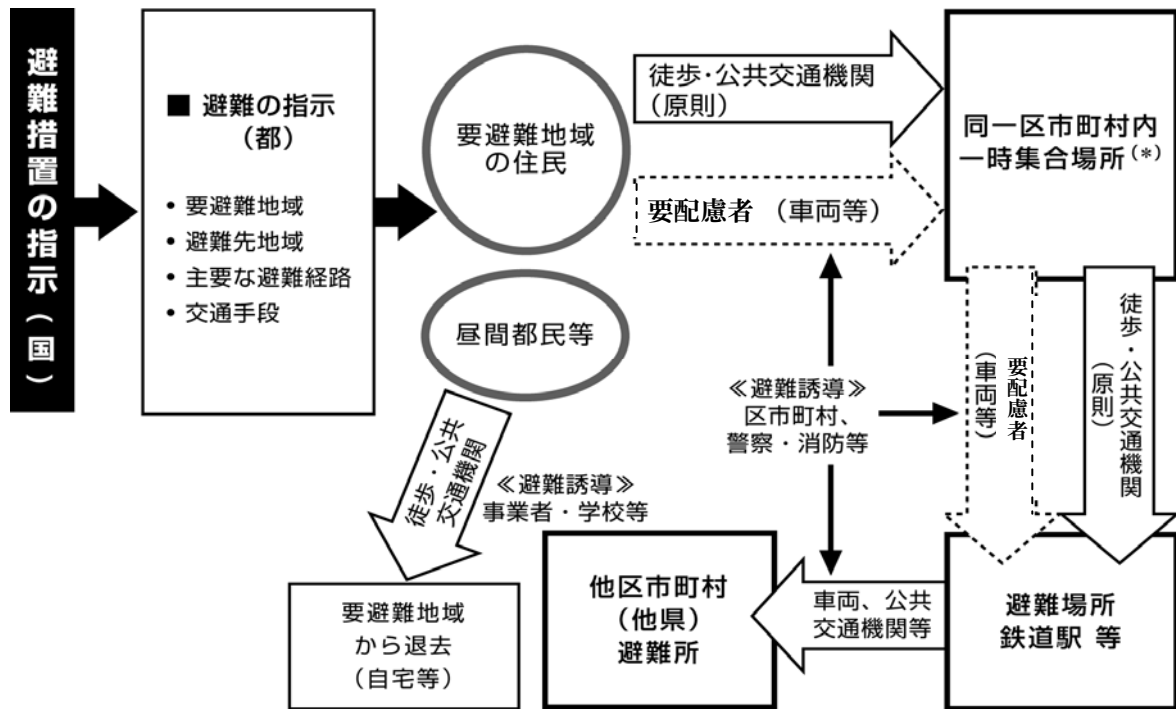
Ⅲ 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区市町村は、避難住民を同一区市町村内の避難所等まで誘導する。



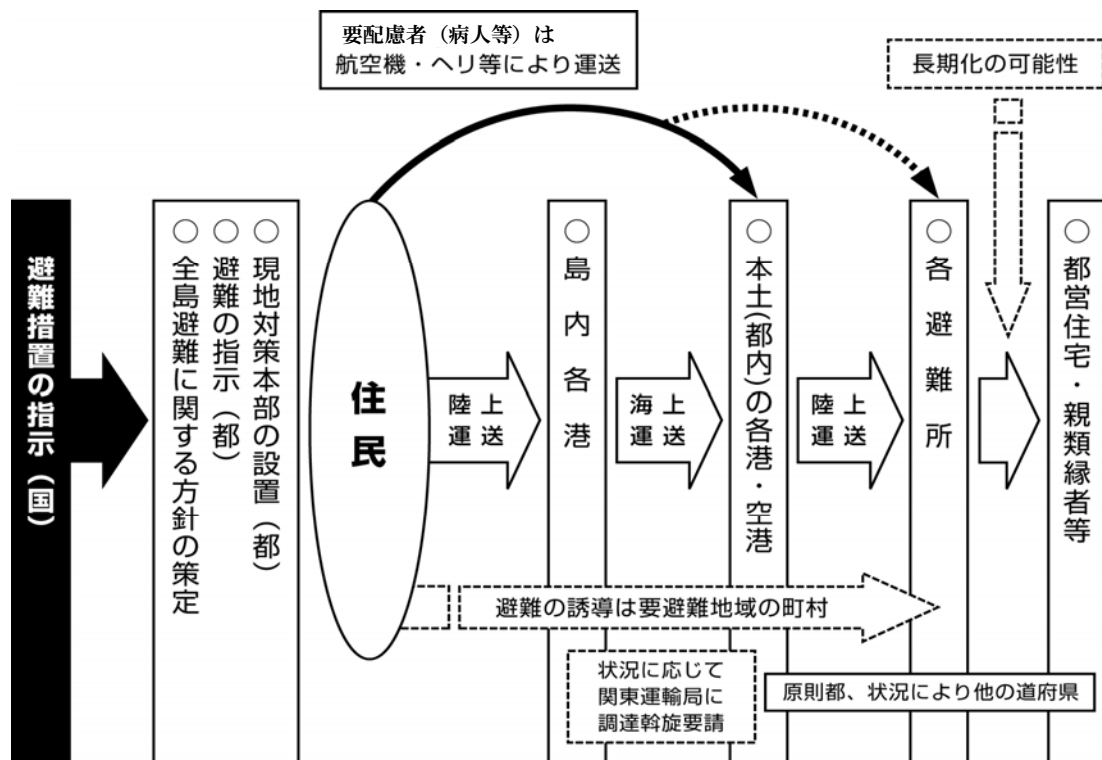
Ⅳ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区市町村は、避難住民を、一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



Ⅴ 島しょ地域の全島避難の場合

要避難地域となった町村は、本土の避難所まで、避難住民を誘導する。



避難住民の誘導における留意事項

I 避難実施要領のパターンの作成

区市町村は、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）」を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

II 避難実施要領の作成

区市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を作成するものとする。

《避難実施要領に定める事項》

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

III 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：A市A1地区1－2、1－3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1－1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする）

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：B市B1地区2－3にあるB市立B1高校体育館）

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：A市A1地区2－1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。）

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（例：バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00）

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線 AA 駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

⑦ 区市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導を迅速かつ円滑に行えるよう、関係区市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務等を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇月〇日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

必要最低限の携行品、服装とするよう、留意事項を記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53) 担当〇田×夫)

IV 運送体制の整備等

区市町村は、区市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、都と連携して区市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

避難実施要領（案）

東京都 A 市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

- ・バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合するその際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。
- ・鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。
集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
- ・船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- | | | |
|-----------|----------|--------------|
| ・住民への周知要員 | ・避難誘導要員 | ・市対策本部要員 |
| ・現地連絡要員 | ・避難所運営要員 | ・水、食料等支援要員 等 |

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

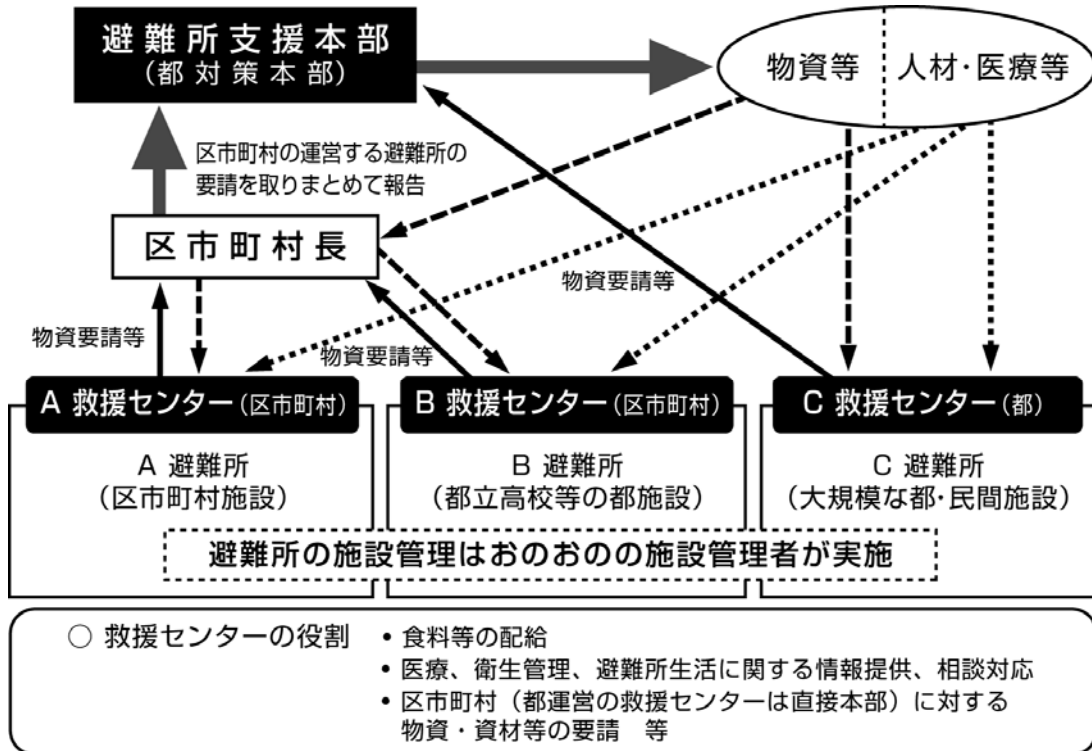
A市対策本部 担当 △山○男
T E L 0×-52××-××51（内線 ××××）
F A X 0×-52××-××52

・・・・以下略・・・・

(4) 救援

- 区市町村長は、都とあらかじめ調整した役割分担に従い、都と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行うものとする。

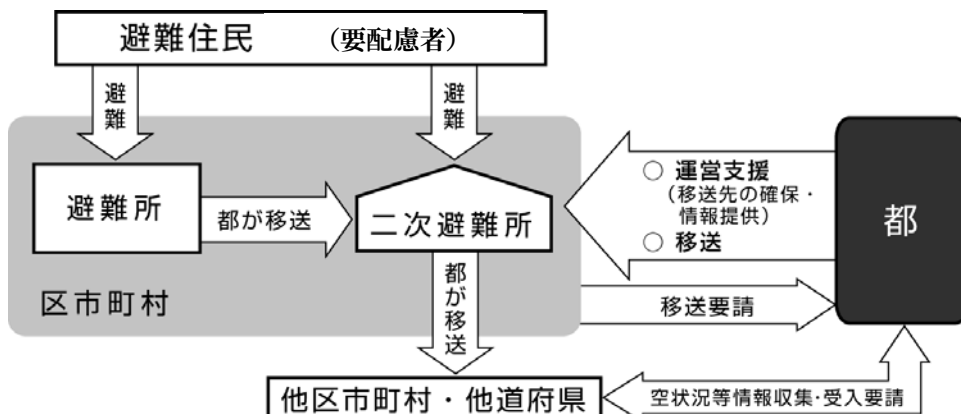
《避難所の運営・支援体制》



(5) 要配慮者の支援

- 区市町村は、災害時における要配慮者対策に国民保護の観点も含め、要配慮者の支援体制を整備するよう努めるものとする。
- 区市町村は、要配慮者の避難に対して、避難場所、避難所等の拠点までの移送を支援するものとする。

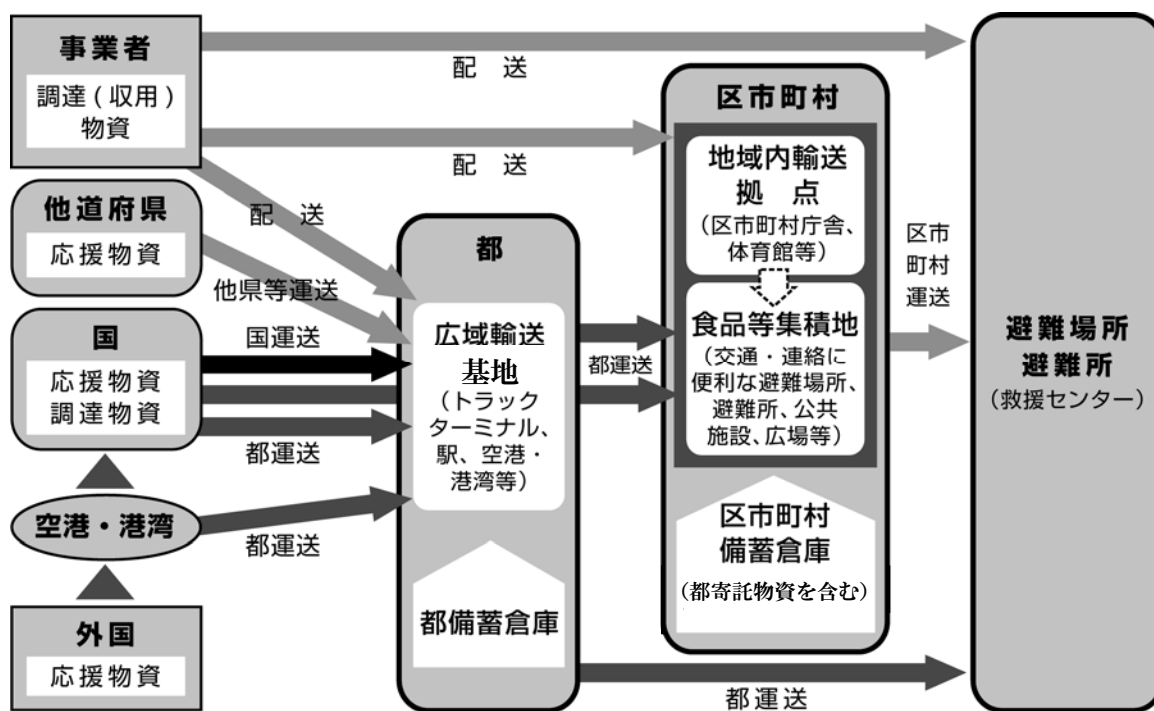
《要配慮者の支援の概要》



（６）緊急物資等の配送

- 区市町村は、区域内の地域内輸送拠点、食品等集積地を設定し、都等からの緊急物資の配送を受けるものとする。
- 地域内輸送拠点等から避難所等への運送については、区市町村が行うものとする。

《緊急物資等の配送の概要》



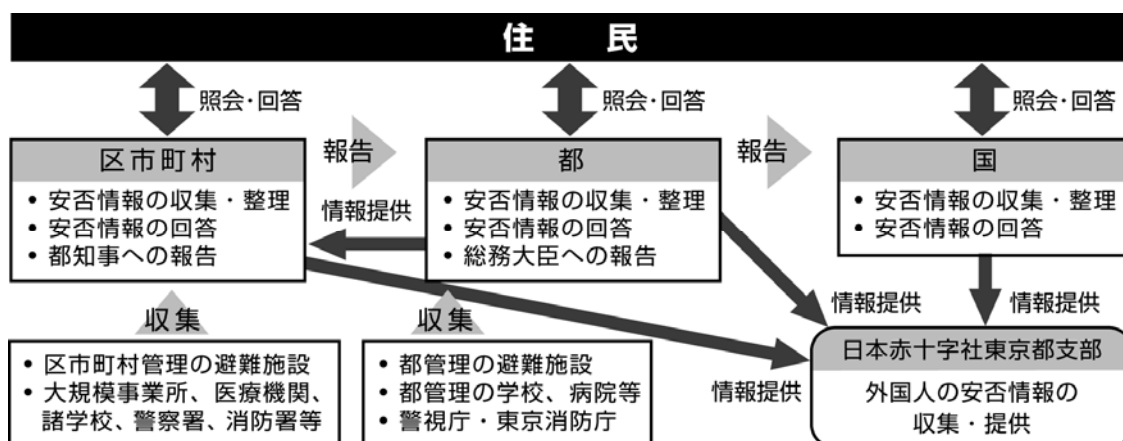
（７）被災情報の収集・整理・報告

- 区市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 区市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告するものとし、その後は随時、都が総務省消防庁に報告を行う方法に準じて、都に被災情報を報告するものとする。

（８）安否情報の収集・整理・報告・提供

- 区市町村長は、避難住民及び被災住民の安否情報を収集、整理し、知事に報告するものとする。
- また、安否情報について照会があったときは、速やかに回答するものとする。

《安否情報の収集・提供の概要》



安否情報の収集・報告等における留意事項

I 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

区市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

区市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

II 区市町村による安否情報の収集

区市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等区市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、区市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

III 区市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

区市町村による安否情報の都への報告及び照会に対する回答は、都に準じて行うものとする。

Ⅳ 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順

① 知事に対する報告

区市町村は、知事への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都総務局に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

② 安否情報の照会に対する回答

ア 安否情報の照会の受付

区市町村は、安否情報の対応窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、区市町村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として区市町村対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

イ 安否情報の回答

区市町村は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。

区市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答に止めるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(9) 特殊標章等の交付、使用許可

- 区市町村長又は消防長は、その職員等に特殊標章等の交付又は使用許可を行うため、必要な事項を定めるものとする。

① 平素からの特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

- ・「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」^(*)に基づく特殊標章等交付要綱の作成
- ・特殊標章等の作成・管理
- ・赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

② 武力攻撃事態等における特殊標章等の取り扱い

- ・あらかじめ作成した特殊標章等交付要綱に基づく特殊標章等の交付又は使用許可
- ・国民保護措置に使用される場所、施設等を識別させるための特殊標章の表示

^(*)「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）

4 都と区市町村間における役割分担

- 都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第76条第1項^(*)の規定に基づき、その一部を区市町村長が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	○ 原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○ 必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	○ 避難所・二次避難施設の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○ 緊急時における食料・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。
医療の実施	○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○ 都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○ 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。
備蓄	○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○ N B C災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	○ 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。 ○ 都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。 ○ 区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。

^(*) 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

被災者の捜索及び救出	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬及び火葬	○ 区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○ 区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	○ 区市町村は、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。 ○ 都は区市町村からの報告を基に応急修理を実施する。
学用品の給与	○ 区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。
行方不明者の捜索及び死体の処理	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○ 区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○ 都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	○ 区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○ 区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。 ○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受け入れ口の特定制を行う。 ○ 区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○ 区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
応急仮設住宅等の設置、運営	○ 都は、応急仮設住宅等を設置し、原則として管理は供給主体が行う。 ○ 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

5 計画に定める必須項目

- 区市町村長は、次の項目を必須項目として、区市町村計画において定めるものとする。

措置区分等	項 目	根拠条文
総則	区市町村対策本部の設置	法 2 7 条
	区市町村現地対策本部の設置	法 2 8 条
	組織・体制の整備	法 4 1 条
	訓練の実施	法 4 2 条
避難に関する措置	警報の伝達等	法 4 7 条
	警報の解除の伝達	法 5 1 条
	避難実施要領の策定	法 6 1 条
	避難実施要領を定めたときの住民等への伝達及び関係機関への通知	法 6 1 条
	緊急通報の伝達	法 1 0 0 条
武力攻撃災害対処	区市町村が管理する生活関連等施設の安全の確保	法 1 0 2 条
	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	法 1 0 3 条
	武力攻撃原子力災害への対処	法 1 0 5 条
	被災情報の収集	法 1 2 6 条
国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格の安定等	法 1 2 9 条
	水の安定的な供給	法 1 3 4 条
	応急の復旧	法 1 3 9 条
復旧・備蓄その他の措置	武力攻撃災害の復旧	法 1 4 1 条
	避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等	法 1 4 2 条
	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等	法 1 4 5 条
緊急処理事態対処	緊急対処保護措置	法 1 7 8 条

※ 本表は、国民保護法において区市町村の国民保護計画に定めることが規定されている項目を一覧化したものである（区市町村の実情に照らし該当しない項目がある場合、当該項目を計画に記述する必要はない。）。

第2節 指定地方公共機関業務計画の作成基準

1 基本的考え方

- 指定地方公共機関は、国民保護法、基本指針並びに都の計画に基づき、その業務に関し、国民保護に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。
- 指定地方公共機関の業務計画は、都の計画等に基づきながらも、あくまで国民保護措置の実施主体たる指定地方公共機関の自主的な判断により作成されるものとする。

（1）計画で定める事項

- 指定地方公共機関は、次の事項をその業務計画において定める。

- 一 指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- 二 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- 三 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項

（2）計画作成にあたっての手続き等

- 指定地方公共機関は、その業務計画を作成したときは、速やかに、知事に報告し、関係区市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

（3）各事業者の国民保護措置の概要

- 指定地方公共機関は、次の措置に万全を期すものとする。

事業者	措置の概要
放送事業者	警報の内容等の速やかな放送
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置
病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の適切な管理

2 構成

- 指定地方公共機関は、次の構成の例を参考に、その業務の実情に合わせ業務計画を作成するものとする。

なお、構成の例は、あくまで都の計画の構成に沿って例示するものであって、業務計画の構成を定めるものではない。

【構成の例】

- 第1章 総論
- 第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態
- 第3章 平素からの備え
- 第4章 武力攻撃事態・緊急処理事態への対処
- 第5章 復旧・復興等

3 業務計画に定める必須項目

- 指定地方公共機関は、次の項目を必須項目として、その業務計画を定めるものとする。

措置区分等	項 目	根拠条文
総則	組織の整備等	法41条
	訓練の実施	法42条
避難に関する措置	警報の内容の放送 《放送事業者のみ》	法50条
	警報解除の内容の放送 《放送事業者のみ》	法51条
	避難の指示・避難の指示解除の内容の放送 《放送事業者のみ》	法57条
武力攻撃災害対処	被災情報の収集	法126条
国民生活の安定に関する措置	ガスの安定的な供給 《ガス事業者のみ》	法134条
	水の安定的な供給 《水道事業者》	法134条
	運送の確保 《運送事業者のみ》	法135条
	医療の確保 《医療機関のみ》	法136条
	公共的施設の適切な管理 《該当事業者のみ》	法137条
	応急の復旧	法139条
復旧・備蓄その他の措置	武力攻撃災害の復旧	法141条
	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等	法145条
緊急処理事態対処	緊急対処保護措置	法179条

4 業務計画作成上の留意事項

(1) 組織の整備等

- 指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員等の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。
 - ・職員等の参集基準等
 - ・職員等への連絡手段の確保
 - ・職員等の服務基準

(2) 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

- 指定地方公共機関は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

(3) 被災情報の収集、報告等

- 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する通信連絡手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

(4) 物資及び資材の備蓄、整備

- 指定地方公共機関は、都と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

(5) 避難の指示の放送内容について

- 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。

（6）避難住民の運送

- 運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

参考

用 語 集

用 語 集

あ行

用 語	説 明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
e－ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
疫学調査	病気の発生原因・対策を推論するために、疾病を集団として調査する方法。患者発見のために各種検査を利用することによる調査で、この調査によって病気あるいは症例と、考えられる原因との間の因果関係を明らかにし、治療の方法の確立に役立てる方法。
L GWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関WAN と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

か行

用 語	説 明
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。
緊急情報ネットワークシステム (通称：Em-Net (エムネット))	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「L GWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急通行車両	交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限される場合に、公安委員会等で確認を受けて優先的に通行することができる緊急車両。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

警察災害派遣隊	国内において、大規模災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。
---------	---

さ行	
用 語	説 明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院。
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

た行	
用 語	説 明
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）
立川地域防災センター	東京都の地域防災拠点の一つとして、立川広域防災基地の中に設置した施設で多摩地域の防災活動の拠点となる。災害時には東京都防災センターの指揮の下で災害対策を行うため、情報収集及び連絡調整機能、備蓄・輸送機能、一時避難所等の機能を備えている。 本計画においては、東京都防災センターが被災等により使用不能な場合に使用する施設の一つとして位置付けている。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005年2月28日発効）。
地域衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。（財）自治体衛星通信機構が構築を進めている。

東京DMA T	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。 災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMA Tを編成する病院を指定して実施体制を整えている。 DMA T : Disaster Medical Assistance Team
東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム
東京都防災センター	都と各機関の情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。 防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

は行

用 語	説 明
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
ヘリコプターテレビ電送システム	ヘリコプターに搭載したテレビカメラ、赤外線カメラで撮影した画像を受信するシステム。 都では、ヘリコプターから電送されてきた画像にコンピューターの地図を合わせて表示し、広域的な被害状況の把握など、迅速かつ的確な災害対策等の実施に活用している。
放射性ヨウ素	質量数127以外のヨウ素は不安定で一般にβ線とγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数131のもの（半減期8.06日）、133のもの（半減期20.8時間）、135のもの（半減期6.7時間）などがある。質量数131の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症や或る種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

用 語	説 明
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。